

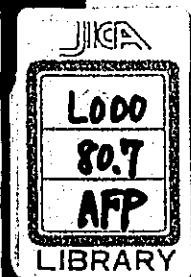
第11回農林業協力プロジェクト・リーダー会議

第8回農林業協力プロジェクト技術者連絡会議

昭和57年2月

国際協力事業団

農林水産計画調査部
農業開発協力部
林業開発協力部



國際協力專業団	
加入 期 84. 5. 24 3	L000
登録No. 07580	80.7
	AEP

目 次

1. 農林水産業関係技術協力の概要	
1. 昭和56年度農林水産業関係協力事業の実施状況について	1
2. 昭和57年度予算（政府原案）について	2
3. 農林水産業3部事務分担表	4
4. 第11回農林水産業協力プロジェクトリーダー会議実施要領（案）	12
5. 第8回農林水産業協力プロジェクト（家畜衛生分野）技術者連絡 会議実施要領	16
6. 昭和57年度予算について	17
(1) 昭和57年度国際協力事業団予算の概要	17
(2) 昭和57年度農林水産業関連予算概要（増減要因）	18
7. プロジェクト方式技術協力の概要	20
(1) 予算額（当初予算）の推移	20
(2) 主要事業量の推移	20
(3) 分野別、地域別プロジェクト数	20
(4) プロジェクト方式技術協力事業（農林業協力、産業開発協力、 技術協力センター）位置図	21
(5) 長期派遣専門家の分野別所属先別構成	22
(6) プロジェクトの概要	23
(7) 農林水産業関係終了プロジェクト一覧	30
8. 開発調査	31
(1) 予算及び調査案件数の推移	31
(2) 昭和56年度開発調査事業位置図	32
9. 農林業開発協力事業及び開発投融資事業	33
(1) 開発投融資事業実績	33
(2) 昭和56年度開発協力事業位置図	34
10. 専門家の養成研修及び確保実績	35

II. 新規及び改正達・通達（抜粋）

1. プロジェクト業務関係

(1) 国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程	39
(2) 国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係達 の整理に関する達	48
(3) 国際協力事業団附属機関組織細則の一部を改正する達	49
(4) 国際協力事業団海外事務所組織細則の一部を改正する達	50
(5) 国際協力事業団海外事務所組織細則の一部を改正する達	51
(6) 現地業務費から支給する専門家の任国内出張旅費の定額について	52
(7) 普及効果測定調査費の執行について	53

2. 専門家の処遇関係等

(1) 専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達 （56.1.22付け）	56
(2) 同上（56.4.13付け）	61
(3) 同上（56.5.12付け）	65
(4) 同上（56.6.30付け）	66
(5) 専門家の派遣手当等支給細則の一部改正について	67
(6) 特殊な勤務形態の専門家に対するへき地手当の支給について	68
(7) へき地の公示について	70
(8) 専門家の事業団借上げ住宅実施細則の一部改正について	74
(9) 専門家の派遣中止の場合における移転料等の取扱いについて	75
(10) 専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達	76
(11) 派遣専門家の肝炎予防対策の実施について	77
(12) 派遣専門家及び扶養親族の健康診断検査項目の改正について	79
(13) 健康診断料の支出について	81
(14) 国際協力事業団海外共済会の予防接種料給付対象者の拡大につ いて	83
(15) 国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則の一部を改	

JICA LIBRARY



1027385[2]

正する規則	83
(16) 健康診断書様式の改訂について	84
(17) 専門家の災害補償に関する基準の一部を改正する達	86
(18) 専門家等の死亡に伴う経費の支出について	87
(19) 専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱の一部を 改正する達	88
(20) 専門家の帰国後の生活保障に関する基準の一部を改正する達	89
(21) 昭和56年度専門家所属先人件費補てん額の上限について	90
(22) 国際協力のために海外に派遣する専門家の特別嘱託に関する要 綱の一部を改正する達	91

1. 昭和56年度農林水産関係協力事業の実施状況について

昭和56年度の農林水産関係協力の実施状況は以下のとおりである。

(1) プロジェクト方式技術協力事業

ア. プロジェクト方式の技術協力は、昭和56年12月末現在で19カ国46プロジェクトとなった。

イ. これらのうち、インドネシアかんがい排水施工技術センター、タイ・カセサート大学（農業普及、農業機械化）、タイ・造林研究訓練センター、タイ・沿岸養殖、エジプト米作機械化、メキシコ・家畜衛生センター、フィジー水産養殖、パラグアイ・アスンシオン市場流通改善（産開）の8プロジェクト（6か国）が本年度新たに発足した。

ウ. 本年度中に、これらのプロジェクトに派遣される専門家は、長期、短期を合せて、延約470名（12月末長期在任者数222人）カウンターパート等の研修員受入は約140名、機材供与は約30億円となるものと見込まれる。

エ. 本年度派遣されるプロジェクト関係の調査団は、事前調査12件、実施協議12件、実施設計6件、計画打合せ10件、巡回指導17件、機材維持管理2件、エバリエーション7件、基礎調査3件、アフターケア1件の合計70件となる予定である。

オ. なお、プロジェクトの円滑な推進のための新たな措置として、56年度から視聴覚等教材整備、またプロジェクト終了後相当期間を経過した後において受入機関が円滑な運営を行なっているものへのアフターケア協力を実施することとしている。

(2) 開発調査事業

ア. 開発途上国の公共的な開発計画の立案、経済協力事業等に寄与することを目的とする開発調査事業については、近年要請件数が著増している。

本年度における農林水産関係の開発調査は、事前調査15件、開発マスタープランの作成及びフィージビリティ調査36件、林業及び水産資源調査10件の合計61件の実施が見込まれている。

イ. 開発調査案件は、農業基盤整備等を主体とする地域開発計画が大宗をなしているが、昨年度に引続き、中国黒竜江省竜頭橋区の地域開発調査、タイにおける農民組織の育成強化の調査等が実施されると共に、今年度新たにインドネシア収穫後食糧損失改善調査が実施される等、開発調査の目的内容が巾広くなりつつある。

(3) 開発協力事業及び開発投融资事業

ア. 民間の海外における農林業開発事業の支援、促進を目的とする業務については、民間による開発の可能性等を調査する

開発基礎調査等25件、事前及び事後の投融資審査等調査5件、合計30件の実施を予定しており、既進出企業等に対する技術指導には18名の専門家を派遣するとともに、海外からの研修員を28名受入れる予定である。

イ. 開発投融資事業は、依然停滞傾向にあるとみられるものの、本年度は昭和56年12月末現在で2件3億8千万円の融資承諾を行い、13件26億8千万円の貸付実行を行なった。

ウ. 日伯農業開発協力事業（セラード農業開発）は、事業実施後3年目に入り、約6万haの地域において、イライ、パラカッ両地区の入植は完了し、コロマンデル地区の入植も終了しようとしている。

現在作付面積も増加し、既入植地では、大豆、小麦等の農作物について、第2作目の収穫に期待がかけられている状況にある。

本事業に対する当事業団の支援措置としては、過年度の10億円の出資及び41億円の融資承諾を行ない、貸付実行額は約31億7百万円となった他、栽培専門家3名の派遣、C.P.A.（農業振興株式会社）、研修員3名の受入等を行ない、本事業の効果発現に努力している。

なお本事業も軌道に乗りつつあり、近々のうちに全体事業の評価を行なうこととしている。

また、政府間ベースの協力事業として、セラード研究所に対する研究協力事業を実施し、本事業の側面的援助を行なっている。

エ. 南米アマゾン流域において、熱帯高雨林更新の技術開発のための実証事業がペルーにおいて開始された。

(4) 専門家確保及び専門家養成研修事業

ア. 本年度の農林水産分野の専門家確保事業については、特別囑託として延25名の確保を予定している。

イ. 専門家養成研修事業については、国内において技術的蓄積の乏しい熱帯農林水産分野を重点として、海外長期研修を13名、海外中期研修を13名、国内長期研修を5名、国内中期研修を43名につき行なうこととしている。

2. 昭和57年度予算（政府原案）について

昭和57年度国際協力事業団予算のうち、農林業協力費、産業開発協力費、技術協力センター費、開発調査費及び専門家養成確保費に係る農林水産業関連予算の概要は以下のとおりである。

(1) 農林業協力費等

ア. プロジェクト方式による農林水産業の技術協力の大宗を占める農林業協力費は、62億1千万円（対前年度7.9%増）となった。

増加の主な要因は、プロジェクト数の増加に伴う派遣専門

家数、機材供与費等の増加に加えて、専門家派遣に係る諸手当及び現地業務費の充実、中堅技術者養成対策費の件数増等が図られたことによる。

イ. また、新たに国内支援体制強化に必要な経費として「国内協力体制整備費」が措置された。

ウ. 産業開発協力費及び技術協力センター費のなかで、農林水産業関連として、それぞれ約3億14万円、約2億4千万円の経費が見込まれている。

(2) 開発調査費

開発調査費は全体として123億1千万円（対前年度6.6%増）となった。このうち、農林水産業関連では特別案件、調査を除き約18億7千万円が見込まれているが、農村、農業開発、林業、水産資源の維持培養等に関する開発途上国の強いニーズを背景として本年度と同様これを上回る執行が見通される。

(3) 開発協力費

開発協力費は全体で約7億4千万円となった。このうち、農林水産業関連では4億5千万円が見込まれている。

(4) 専門家養成確保費及び専門家等福利厚生費

ア. 専門家養成確保費は、農林水産業関連を含む全体で6億8千万円（対前年度7.8%増）となった。

イ. 専門家等福利厚生費は全体で3億3千万円（対前年度11.7

%増）と増加した。主な増加要因としては、専門家に対する生活環境整備費、健康管理等の充実が図られ、また新規に専門家の帰国後健康診断費、肝炎対策に必要な経費が措置されたことなどがあげられる。

3. 農林水産3部事務分担表

(1) 農林水産計画調査部

職名	氏名	所掌業務
部長	山崎 隆可	<p>農林水産業開発に関する技術協力及び開発協力に係る専門的事項、その他特命事項に関する事。</p> <p>農林水産業関係専門家の養成確保及び処遇に関する事。</p> <p>農林業協力基礎調査（国別事後調査等）に関する事。</p> <p>農林業開発協力に関する調査</p> <p>(1) 農林業開発（水産業を含む。以下同じ）に関する技術協力及び開発協力の企画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る計画に関する事。</p> <p>(3) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力の効果の評価に関する事。</p> <p>(4) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力の予算に関する事。</p> <p>(5) 専門家に係る給与、諸手当等の支払、福利厚生、その他庶務的事項に関する事。</p> <p>(6) 他の課の所掌に属さない事項に関する事。</p>
次長	西野 世界	
調査役	高橋 藤雄	
部付		
農林水産計画課		
課長	板橋 勅	<p>農林水産業3部に係る予算の執行管理に関する事。</p> <p>管理的経費の計画及び執行管理に関する事。</p> <p>農林水産業3部に係る総括事務に関する事。</p> <p>農林業協力事業及び農林水産業3部に係る技術協力センター事業、産業開発協力事業、開発調査事業、開発協力事業の計画及び予算に関する事。</p> <p>運営審議会農林業部会に関する事。</p> <p>専門家の処遇、同所属先補てん、国内俸等に関する事。</p> <p>農林業協力事業の計画及び予算管理に関する事。</p>
課長代理	土岐 三平	
課長代理	滝沢 喜造	
	林 美和子	
	鹿島 春美	

(1 月末時点)

職 名	氏 名	所 掌 事 務
農 林 業 技 術 課	中 村 秀 敏 隆 杉 実 夫 黒 沢 啓 小 幡 幸 子	管理的経費及び専門家の専門家の諸手当（国内俵を除く）に関すること。 開発調査事業の計画及び予算管理に関すること。 技術協力センター事業、産業開発協力事業、開発協力事業の計画及び予算管理に関すること。 文書管理、部内庶務に関すること。 (1) 専門家等人員の養成及び確保に関し、農林業開発（技術協力に係る水産業開発を含む）に係る専門分野における企画及び実施に関すること。 (2) 農林業開発に関する基礎的調査に関すること。 (3) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力に必要な技術に関する情報の収集、分析及び提供に関すること。
課 長	池 田 実	
課 長 代 理	宮 下 信 夫	農林業協力、開発協力に関する事務調整、農林業協力（ビルマ・中央農業開発訓練センター）、開発協力（中国開発協力、ジャマイカ・コーヒー栽培）
課 長 代 理	山 下 巖	開発調査に関する事務調整、開発調査（パラグアイ・イボア農業開発、タイ・パサクダム、東北タイ・農業協力、マレーシア・トレタガン）
	河 合 恒 二	開発調査（インドネシア・ポスト・ハーベスト、エクアドル・カタラマ、フィリピン・マビニ、エジプト・テンスオブラマダン）、農林業協力（中南米農林業協力プロファイ、ホンデュラス農業開発センター事前）、開発協力（ア首連砂耕栽培、投資研究会）
	由 田 幸 雄	開発調査（インドネシア・種子生産、フィリピン・かんがい管理、タイ・ベチャブリ、タイ・メクアン）、農林業協力（バングラデシュ農大事前）、開発協力（パラグアイ・バイオマス原料開発協力）
	橋 本 栄 治	開発調査（エジプト・北部ホサイニア、オマーン・ワジジジ、タンザニア・ムコマジ、ドミニカ・アグリボ）、開発協力（ブラジル南部果樹）、農林業協力（タイ・大豆増産開発）
	須 藤 和 男	開発調査（インドネシア・北バンテン、エジプト・コールド・ストレージ、ニジェール・クラニ・パリア）、開発協力（フィリピン・ココヤシ栽培、ブラジル・油糧ヤシ類栽培）、開発協力（パプアニューギニア・サゴヤシ）
	高 橋 嘉 行	専門家等の養成確保、基礎調査（国別事後調査・教育・研究協力調査）、派遣前専門家用教材映画作成
	高 橋 順 二	開発調査（中国・三江平原、フィリピン・マツノ、インドネシア病害虫、インドネシア・ピラ）、開発協力（アルゼンチン・コルフオ開発協力、スリランカ・花卉栽培）

職名	氏名	所掌事務
	井上 耕治 熊代 輝義	開発調査（パキスタン・パットフィーダー、インドネシア・コメリン、インドネシア・サンレゴ、タイ農協組織）、 農林業協力（韓国農業気象災害研究協力） 開発調査（フィリピン・アルコ、スリランカ・米ヌカ油、シェラレオーネ・ロンベスワンプ）、農林業協力（ザンビア・農畜林業プロファイ、アジア農林業プロファイ）、開発協力（PNG・ニューアイルランド島開発協力、ブラジル・ムンドノーボ開発協力）

(2) 農業開発協力部

職 名	氏 名	所 掌 事 務
部 長 部 付	村 田 稔 尚 坪 井 一 郎	
農 業 開 発 課		<p>(1) 農業開発に関する技術協力および開発協力の調査に係る実施計画の作成に関すること。</p> <p>(2) 農業開発に関する技術協力および開発協力の調査の実施に関すること。</p> <p>(3) 農業開発に関する施設等の整備事業の受託及び実施に関すること。</p> <p>(4) 農業開発に関する技術の指導に関すること。</p> <p>(5) 農業開発協力部の所掌事務で、他課の所掌に属さないものに関すること。</p>
課 長 課 長 代 理	楠 木 功 岡 野 英 次 小 野 英美子 石 井 正 克 原 哲 久 坂 本 みゆき	<p>部内外業務の調整連絡、予算決算関係、部内業務フォローおよび応急対策事業</p> <p>農技協課関係プロジェクト支出負担行為、プロジェクト別支出状況表、専門家調査団機材フォロー、小額会議費とりまとめ</p> <p>畜産開発課関係プロジェクト支出負担行為・プロジェクト別支出状況表、専門家調査団機材フォロー、プロジェクト基盤整備関係業務</p> <p>農技協課農業投融資関係関係プロジェクト支出負担行為、プロジェクト別支出状況表、専門家調査団機材フォロー、送金事務</p> <p>部内庶務、文書</p>
畜 産 開 発 課		<p>(1) 畜産開発に関する技術協力および開発協力の調査に係る実施計画の作成に関すること。</p> <p>(2) 畜産開発に関する技術協力および開発協力の調査の実施に関すること。</p> <p>(3) 畜産開発に関する技術協力プロジェクトに関すること。</p> <p>(4) 畜産開発に関する施設等整備事業の受託実施に関すること。</p> <p>(5) 畜産開発に関する技術指導に関すること。</p> <p>(6) 農業開発に関する技術プロジェクトのうち養蚕・園芸及び流通加工に係る技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関すること。</p> <p>(7) 前号に掲げる技術協力プロジェクトの設計及び実施（無償協力調査部の所掌に属するものを除く）に関すること。</p>

職 名	氏 名	所 掌 事 務
課 長	小 野 英 男	
課 長 代 理	青 山 豪	専門家関係、調査団関係、プロジェクト総括、ペルー野菜流通改善
	早 瀬 隆 昌	インドネシア養蚕開発、ウルグアイ野菜研究、バングラデシュ園芸研究
	鍋 屋 史 朗	タイカセサート大学(研究)(普及・機械)、ビルマ養鶏養豚開発
課 長 代 理	栗 城 俊之助	機材供与関係、研修員関係、プロジェクト総括、メキシコウイルスセンター
	武 田 雄 八	インドネシアボゴール農大、タイ家畜衛生、タイとうもろこし産業開発
	黒 川 恒 男	インドネシア家畜衛生、マダカスカル北部畜産開発
農 業 技 術 協 力 課		(1) 農業開発に関する技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関すること。 (2) 農業開発に関する技術協力プロジェクトの設計および実施に関すること。
課 長	上 杉 健	
課 長 代 理	西 川 金 英	下記プロジェクトの総括、カウンターパートの研修受入、調査団派遣に関すること。
	大久保 雅 彦	インドネシア作物保護、エジプト米作機械化、韓国農業研究
	石 塚 幸 寿	ブラジル農業研究、インドネシア農業研究、タイ雑草研究
	上 谷 敏 博	インドネシア中堅技術者養成計画、フィリッピン・カガヤン農業開発、フィリッピン・ボホール農業開発
課 長 代 理	三 浦 喜美男	インドネシア・ランボン農業開発、バングラデシュ農業普及
	美谷島 克 彦	下記プロジェクトの総括、機材供与に関すること、専門家の派遣に関すること、報告書作成に関すること。
	白 石 克 己	パラグアイ農業開発計画、マレーシア水管理訓練
	高 間 英 俊	インドネシア南スラウエシ地域農業開発、ネパール・ジャナカプール農業開発計画
	辻 啓 一	タイ・かんがい農業開発・インドネシア・リモートセンシング、同・かんがい排水施行技術センター
	瀬 戸 茂 之	ブラジル・リベイラ川流域農業開発計画、タンザニア・キリマンジャロ農業開発計画

職 名	氏 名	所 掌 事 務
<p>農 業 投 融 資 課</p> <p>課 長</p> <p>課 長 代 理</p>	<p>向 原 照 夫</p> <p>吉 田 浩</p> <p>佐 藤 忠</p> <p>藤 井 寛</p>	<p>(1) 農業開発に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業等に対する貸付等に係る調査に関すること。</p> <p>(2) 農業開発に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業等に対する貸付等及び貸付等の管理に関すること。</p> <p>課内各担当業務の総括、農林業開発協力（以下、3号業務という）に係る出資・貸付及び管理に関すること、外部との調整連絡</p> <p>3号業務に係る出資・貸付及び管理に関すること、3号業務に係る研修員受入専門家派遣に関すること、日伯農業開発事業に関すること。</p> <p>3号業務に係る出資・貸付及び管理に関すること、3号業務に係る研修員受入専門家派遣に関すること、イタブア製油商工務に関すること、投融資予算に関すること及び一般案件の融資に関すること。</p>

(3) 林業開発協力部

職 名	氏 名	所 掌 事 務
部 長 林 業 開 発 課	渡 辺 桂	(1) 林業開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る実施計画の作成に関すること。 (2) 林業開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施に関すること。 (3) 林業開発に関する技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関すること。 (4) 林業開発に関する技術協力プロジェクトの実施に関すること。 (5) 林業開発に関する施設等整備事業の受託及び実施に関すること。 (6) 林業開発に関する技術の指導に関すること。 (7) 林業開発協力部の所掌事務で、他課の所掌に属さないものに関すること。
課 長	橋 本 智 三 島 征 一 笠 井 秀 則 三 苫 英 太 郎 難 波 紀 子 斉 藤 賢 鈴 木 美 津 子	林業開発課業務総括 開発調査の計画及び実施に関する事項 開発協力調査の計画及び実施に関する事項 技術協力プロジェクトの実施計画に関する事項 ビルマアラカン山岳林業開発、南部パラグアイ農林業開発、パラグアイ北東部林業資源調査 バンタパンガン森林造成、アマゾン森林造成現地実証調査、ホンジュラス林業資源調査 ジャワ山岳林収穫、南スマトラ森林造成、タイ造林研究訓練 マレーシア林産研究、フィジー林業開発調査 庶務、ブラジルサンパウロ林業研究

職 名	氏 名	所 掌 事 務
<p>林業投融資課</p> <p>課 長</p> <p>課 長 代 理</p>	<p>庵 原 宏 義</p> <p>北 郡 秀 也</p> <p>(調) 笠 井 秀 則</p> <p>黒 岩 直 登</p> <p>(調) 中 内 清 文</p>	<p>(1) 林業に係る投融資に関すること。</p> <p>林業関係資金貸付審査及び同業務に係る総括、予算、調査に関すること。</p> <p>林業関係資金貸付審査及び同業務に係る庶務、統計、内部規定に関すること。</p> <p>林業関係資金貸付審査及び同業務に係る事務処理基準契約書に関すること。</p> <p>開発協力調査の計画及び実施に関する事項</p>
<p>水産業技術協力室</p> <p>室 長</p> <p>室 長 代 理</p> <p>室 長 代 理</p>	<p>佐 伯 靖 彦</p> <p>鈴 木 宏 尚</p> <p>神 頼 哲</p> <p>石 渡 健 次</p> <p>中 村 光 夫</p> <p>中 内 清 文</p> <p>小 原 基 文</p>	<p>(1) 水産業に関する技術協力プロジェクトに関する事項。</p> <p>(2) 水産資源調査その他特命事項に関する事項。</p> <p>室長業務補佐 フィジー水産資源調査</p> <p>室長業務補佐 チリ沿岸漁業振興プロジェクト、ブラジルサントス水産高校プロジェクト</p> <p>インドネシア浅海養殖、コロンビア水産資源調査、ホンジュラス水産資源調査</p> <p>チリ水産養殖、パナマ水産資源調査、フィジー水産養殖</p> <p>チュニジア国立漁業センター、ア首連水産増養殖センター建設計画（インドネシア・ブラブハンラドウ漁港開発調査）、</p> <p>アルゼンチン漁業訓練センター</p> <p>ペルー水産加工センター、タイ沿岸養殖、フィリピン水産物流通システム警備計画調査</p>

4. 第11回農林水産業協力プロジェクトリーダー 会議実施要領

1. 目的

農林水産業に係る技術プロジェクトにつき、各プロジェクトの現状、問題点、対応策等の検討及び相互の経験交流を行なうとともに昭和57年度の事業計画の検討を行ない、もって農林水産業協力事業の円滑かつ効果的な推進に資することを目的とする。

2. 開催期日

- (1) アジア地域 昭和57年2月8日(月)～13日(土)
- (2) 中南米アフリカ地域 昭和57年2月27日(土)～3月4日(木)
(会議日程は、別紙-1のとおり)

3. 開催場所

- (1) アジア地域 タイ、バンコック市
- (2) 中南米アフリカ地域 パラグアイ、アスンシオン市

4. 出席予定者

- (1) アジア地域 リーダー等32名(うち9名が在タイ)
関係省 2名
JICA本部 9名
- (2) 中南米アフリカ地域 リーダー等11名(うち4名が在「パ」)
関係省 2名
JICA本部 6名

(出席予定者リスト 別紙-2)

5. 会議の運営等

- (1) 事務局は、農林水産計画調査部農林水産計画課に置く。
- (2) 会議の効率的運営を図るため、別紙-2の区分による分科会を設置する。

6. 議題

- (1) 昭和56年度事業実施状況及び昭和57年度事業実施方針
 - (2) 新設及び改正された制度等の報告及び業務連絡
 - (3) 各プロジェクトの昭和56年度実施状況及び昭和57年度実施計画
 - (4) 特別議題(プロジェクト運営上の諸問題について)
 - ア. 協力期間終了後のプロジェクトの引継ぎについて
 - イ. 適性技術開発の推進について
 - ウ. 現地調査の推進について
 - (5) 個別打合せ
 - 昭和57年度調査団派遣計画、専門家派遣計画、機材供与計画(機材リストを含む)、カウンターパート受入計画、その他本部に対する個別要望事項等
 - (6) その他
7. 予算 (項) 農林業協力費
(目) 連絡会議旅費

別紙1.

第11回農林業協力プロジェクトリーダー会議日程

1. アジア地域

月・日	午 前	午 後	備 考
2月 7日 (日)	バンコック市へ集合		
2月 8日 (月)	開 会 式	<ul style="list-style-type: none"> ◦本部説明 ◦各省からの説明 ◦質疑応答 	
2月 9日 (火)	全 体 会 議 特別議題に関する討議	同 左	
2月10日 (水)	分 科 会 特別議題に関する討議	分 科 会 プロジェクト年次報告	
2月11日 (木)	全 体 会 議 特別議題とりまとめ	個 別 協 議	
2月12日 (金)	個 別 協 議	個 別 協 議	
2月13日 (土)	現 地 調 査 タイ・かんがい農開プロジェクト カセサート大学		
2月14日 (日)	(各々任国へ帰国)		

2. 中南米アフリカ地域

月・日	午 前	午 後	備 考
2月25日 (木)	(アスンシオン集合)		
2月26日 (金)	(アスンシオン→エンカルナシオン)		
2月27日 (土)	現 地 調 査 パラグアイ農業開発及び林業開発プロジェクト		
2月28日 (日)	エンカルナシオン→アスンシオン		
3月 1日 (月)	開 会 式	<ul style="list-style-type: none"> ◦本部説明 ◦各省説明 ◦質疑応答 	
3月 2日 (火)	全 体 会 議 特別議題に関する討議	同 左	
3月 3日 (水)	全 体 会 議 特別議題討議とりまとめ	全 体 会 議 プロジェクト年次報告	
3月 4日 (木)	個 別 協 議	個 別 協 議	
3月 5日 (金)	(各々任国へ帰国)		

別紙 2.

第 11 回農林業協力プロジェクトリーダー会議出席予定者及び分科会構成

1. アジア地域

(1) リーダー等

分科会名	プロジェクト名	リーダー等氏名	
第 1 分科会 (農技協課所管 プロジェクト)	バングラデシュ農業普及	リーダー	中 田 正 一
	インドネシア農業研究	"	戸 田 節 郎
	" ランボン農開	専 門 家	杉 井 祐
	" 南スラウェシ農開	リーダー	桂 井 宏 一 郎
	" 中堅技術者	"	神 戸 正
	" リモートセンシング	"	中 川 徳 郎
	" 作物保護	"	奈 須 壮 兆
	" かんがい排水センター	"	石 坂 仁 兵
	マレーシア水管理	"	矢 野 武 彦
	韓国農業研究	"	坪 井 八 十 二
	フィリピンカガヤン農開	"	田 中 幸 彦
	ネパールジャナカプール農開	"	宮 坂 忠 次
	タイかんがい農開	"	中 島 淳 一 郎
	" 国立雑草科学研究所	"	野 田 健 児
小 計	14 プロジェクト	14 名	
第 2 分科会 (畜産課所管 プロジェクト)	バングラデシュ園芸研究	リーダー	相 原 四 郎
	ビルマ畜産開発	"	広 瀬 正 美
	インドネシア養蚕開発	"	森 信 行
	" 家畜衛生	"	長 野 整 一
	" ボゴール農大	"	松 山 晃
	マダガスカル畜産開発	"	船 津 秀 雄
	タイカセサート大学(研究)	"	川 口 桂 三 郎
" (普及)	"	長 井 次 雄	

	タイカセサート大学(機械)	リーダー	今 泉 七 郎
	タイ家畜衛生	"	本 橋 常 正
	"	ツンソン 代 表	岸 茂
	(タイとうもろこし産業開発)	リーダー	山 本 鉄 司 (オブザーバー参加)
小 計	(オブザーバー参加を除く) 9 プロジェクト		11 名
第 3 分科会 (林開課水産室 所管プロジェ クト)	ビルマアラカン林業	チーフ アドバイザー	出 口 英 伍
	インドネシアジャワ山岳林	リーダー	沼 田 手 束
	" 南スマトラ森林 造成	"	加 藤 国 昭
	" 浅海養殖	"	山 下 正 夫
	フィリピンパンタパンガン 森林造成	チーフ アドバイザー	藤 村 隆
	タイ沿岸養殖	リーダー	増 尾 致 和
" 造林研究協力	チーフ アドバイザー	堀 健 治	
小 計	7 プロジェクト		7 名
合 計	30 プロジェクト		32 名

(2) 関係省及び J I C A 本部

① 外務省及び農林水産省 各 1 名

② J I C A 本部 9 名

(理事、農計部 2 名、農開部 3 名、林開部 2 名、技管課 1 名)

2. 中南米アフリカ地域

(1) リーダー等

プロジェクト名	リーダー等氏名	備考
ブラジル農業研究	リーダー 尾形 保	
" サンパウロ林業研究	" 中野 実	
" リベイラ農開	" 野島 勉	
ウルグアイ野菜研究	" 二井内 清之	
チリ水産養殖	リーダー代行 山田 誼	
メキシコ家畜衛生センター	リーダー 近常 正輝	
タンザニアキリマンジャロ農開	リーダー代行 森永 繁治	
パラグアイ農業開発	総括調整 吉田 貞吉	
"	リーダー 町田 暢	
"	" 木村 睦生	
" 林業開発	" 佐藤 敏雄	
(ベルー野菜流通改善)	(" 三井 義博)	オブザーバー出席を検討中
(" 水産加工センター)	(" 梅田 圭司)	"
9 プロジェクト	(オブザーバー参加を除く) 11名	

(2) 関係省及びJICA本部

- ① 外務省及び農林水産省 各1名
- ② JICA本部 6名
(理事、農計部2名、農開部1名、林開部1名、技管課1名)

5. 第8回農林水産業協力プロジェクト
(家畜衛生分野)技術者連絡会議実施要領

1. 目的

農林水産業に係る技術協力プロジェクト(家畜衛生分野)の円滑な実施を図るため、効果的な技術移転及び家畜衛生プロジェクトの目標設定、評価を主たる議題として、当該事業に関係するプロジェクトの専門家を招集し、現状、問題点、対応策等の討議及び相互の経験交流を行なうとともに、昭和57年度の事業計画の検討を行なうことを目的とする。

2. 開催期日

昭和57年2月3日(水)～2月6日(土)

(会議日程は別紙のとおり)

3. 開催場所

タイ、バンコック

4. 出席予定者

- タイ家畜衛生改善計画 5名
- インドネシア家畜衛生改善計画 2名
(メダン及びダンジュンカラン家畜衛生センター各1名)
- メキシコ家畜衛生センター 1名
- ビルマ養豚養鶏開発計画 1名
- マダガスカル北部畜産開発計画 1名(プロジェクトリーダー)
- 関係省庁 2名
- JICA本部 2名
- 計14名

5. 議題

- (1) 昭和56年度事業実施状況及び昭和57年度事業実施方針
- (2) 各プロジェクトの事業実施状況及び今後の実施計画
- (3) 家畜衛生協力プロジェクトの目標設定、評価

- (4) 家畜衛生協力の効果的な技術移転の手法
- (5) 家畜衛生協力プロジェクト運営の手法(FAO、先進諸国との比較)
- (6) 畜産開発における家畜衛生協力の役割
- (7) 事業実施上の諸問題
- (8) その他

6. 予算

(項) 農林業協力費

(目) 連絡会議旅費

(別紙) 第8回農林水産業協力プロジェクト(家畜衛生分野)
技術者連絡会議日程

	午前(9.00～12.00)	午後(13.00～17.00)
2月3日(水) (バンコック)	開 会 1. 挨拶 2. 議題及び日程説明 3. 本部連絡	討 議 議題(1)(2)
2月4日(木) (バンコック)	討 議 議題(3)～(8)	同 左
2月5日(金) (バクチョン)	移動(バンコック→バクチョン) 口蹄疫ワクチン製造センター	現地検討会
2月6日(土) (バクチョン)	個別協議 会議の総括 閉 会	移動(バクチョン→バンコック)

(注) 畜産振興局関係者に「タイ国の家畜衛生行政」等について説明依頼の予定

6. 昭和57年度予算について

(1) 昭和57年度国際協力事業団予算（政府原案）の概要

（単位：千円）

事 項 ・ 科 目	昭和56年度予算額	昭和57年度（政府原案）			備 考
		予 算 額	対前年度比増△減額	対前年度比伸率	
I 国際協力事業団交付金	61,010,570	66,079,395	5,068,825	108.3	
(1) 事業費	50,843,952	54,916,669	4,072,717	108.0	
研修員受入費	7,786,244	8,466,141	679,897	108.7	
専門家派遣費	7,385,092	7,990,987	605,895	108.2	
開発調査費	11,542,369	12,307,777	765,408	106.6	
技術協力センター費	3,917,531	4,632,006	714,475	118.2	
機材供与費	1,067,759	1,338,807	271,048	125.4	
保健医療協力費	3,532,726	3,651,568	118,842	103.4	
人口家族計画協力費	519,197	660,847	141,650	127.3	
農林業協力費	5,755,867	6,210,957	455,090	107.9	
専門家等福利厚生費	298,887	333,916	35,029	111.7	
専門家養成確保費	633,020	682,640	49,620	107.8	
門発協力費	706,299	743,355	37,056	105.2	
産業開発協力費	1,195,847	1,295,893	100,046	108.4	
無償資金協力促進費	85,532	94,230	8,698	110.2	
青年海外協力隊派遣費	4,083,074	4,597,252	514,178	112.6	
技術協力事業調整費	500,000	0	△ 500,000	0	
海外移住事業費	1,834,508	1,910,293	75,785	104.1	
(2) 管理費	10,166,618	11,162,726	996,108	109.8	
II 国際協力事業団出資金	4,260,000	5,068,000	808,000	119.0	
(1) 開発投融資事業出資金	1,000,000	2,000,000	1,000,000	200.0	
(2) 移住投融資事業出資金	1,450,000	1,450,000	0	100.0	
(3) 施設取得等出資金	2,710,000	3,418,000	708,000	126.1	
III 国際協力事業団受託費	5,500,536	5,808,073	307,537	105.6	
(1) 海外開発計画調査受託費	5,290,536	5,808,073	517,537	109.8	
海外開発計画調査費	3,410,487	3,701,411	290,924	108.5	
資源開発協力基礎調査費	1,880,049	2,106,662	226,613	112.1	
(2) 東南アジア漁業開発センター費	210,000	0	△ 210,000	0	
合 計（I + II + III）	70,771,106	76,955,468	6,184,362	108.7	

(2) 昭和57年度農林水産業関連予算概要(増減要因)

区 分	農 林 業 協 力 費		産 業 開 発 協 力 費		技 術 協 力 セ ン タ ー 費	
	昭 和 5 6 年 度	昭 和 5 7 年 度	昭 和 5 6 年 度	昭 和 5 7 年 度	昭 和 5 6 年 度	昭 和 5 7 年 度
予 算 額	千円 5,755,867	千円 6,210,957	千円 1,195,847(240,950)	千円 1,295,893(311,651)	千円 3,917,531(310,504)	千円 4,632,006(237,832)
対前年度増減額	487,060	455,090	165,854(57,177)	100,046(70,701)	486,353(△84,257)	714,475(△72,672)
対前年度伸び率	9.9%	7.9%	16.1%(13.1%)	8.4%(29.3%)	14.2%(△19.0%)	18.2%(△34.0%)
増	1. 調査件数の増 53件→54件 2. 専門家派遣者数の増 専門家252人→272人 長期調査員20人→20人 3. プロジェクトの増 37件→37件 4. 適正技術開発研究費の件数 増1件→2件 5. ⑩実施計画費のうち (1) 特殊案件実施計画費の新 設 (2) 視聴覚等教材整備費の新 設2件 6. ⑩普及効果測定調査費の新 設 7. 中堅技術者養成対策費の件 数増 2件→4件 8. ⑩アフターケアに必要な 経費の新設 9. 機材供与 2,419,959千円	1. 調査件数の増 54件→55件 2. 専門家派遣者数の増 専門家272人→290人 長期調査員20人→24人 3. プロジェクトの増 37件→43件 4. 現地業務費 現地研究費対象の拡大 62人→95人 5. 中堅技術者対策費の件数増 4件→6件 6. ⑩実施計画費のうち 国内協力体制整備費の新設 7. 機材供与 2,507,965千円	1. 調査件数 3.75件→3件 2. 専門家派遣数 11人→14人 3. 機材供与 78,653千円 4. ⑩連絡会議旅費の新設	1. 調査件数 3件→5件 2. 専門家派遣数 14人→24人 3. 機材供与 100,720千円 4. ⑩国内協力体制整備費 の新設1,205千円	1. 調査件数 3件→3件 2. 専門家派遣数 26人→25人 3. 現地研究費 12→24M/M 4. 機材供与 114,667千円	1. 調査件数 3件→2件 2. 専門家派遣数 25人→19人 3. 現地研究費 24M/M→12M/M 4. 機材供与 38,342千円 5. ASEAN人造りセンタ ー80,000千円

()内は農林三部関係予算

区 分	開 発 調 査 費		開 発 協 力 費	
	昭 和 5 6 年 度	昭 和 5 7 年 度	昭 和 5 6 年 度	昭 和 5 7 年 度
予 算 額	千円 1 1,542,369 (1,762,501)	千円 1 2,539,546 (1,154,236)	千円 706,299 (416,098)	千円 743,355 (451,450)
対前年度増減額	1,257,268 (191,769)	997,177 (1,257,268)	25,915 (7,936)	37,056 (35,352)
対前年度伸び率	12.2% (12.2%)	8.6% (12.2%)	3.8% (1.9%)	5.2% (8.5%)
増 減 要 因	<p>1. 農林業開発調査 (事前調査) 15件→21件 (実施調査) 13件→14件 (長期調査) 1件→1件 (林業資源調査) 写真撮影 1件→1件 図 化 1件→1件</p> <p>2. 水産資源調査 (陸上調査) 3件→3件 (沿岸調査) 3件→3件 (海上調査) 3件→3件 (水産資源委託) 1件→1件</p>	<p>1. 農林業開発調査 (事前調査) 21件→25件 (実施調査) 14件→16件 (現地作業管理0件→16件) (長期調査) 1件→1件 (林業資源調査) 写真撮影 1件→1件 図 化 1件→1件</p> <p>2. 水産資源調査 (陸上調査) 3件→3件 (沿岸調査) 3件→3件 (海上調査) 3件→3件 (水産資源委託) 1件→1件</p>	<p>1. 調査件数 試験的事業関連 13件→14件 投融資審査等調査 7件→7件 計 20件→21件</p> <p>2. 民間企業等技術指導 (短期技術指導) 12件→12件 (長期技術指導) 2件→2件 2件→2件 計 14件→14件</p> <p>3. 現地従事技術者研修 (有償) 15人→15人 (無償) 15人→15人</p> <p>4. 現地実証調査 9,091千円</p> <p>5. ㊦長期専門家派遣サイクルの変更 19月→24月</p> <p>6. ㊦休暇一時帰国の新設</p>	<p>1. 調査件数 試験的事業関連 14件→14件 投融資審査等調査 7件→7件 計 21件→21件</p> <p>2. 民間企業等技術指導 (短期技術指導) 12件→12件 (長期技術指導) 赴任 1件→1件 継続 1件→1件 帰任 0件→1件 (長期調査員) 赴任 2件→2件 継続 2件→2件 帰任 0件→2件</p> <p>3. 現地従事者研修 (有償) 15人→15人 (無償) 15人→15人</p> <p>4. 現地実証調査 9,091千円→28,958千円</p>

()内は農林三部関係予算

7. プロジェクト方式技術協力の概要

(1) 予算額(当初予算)の推移

予 算 項	(単位：千円)				プロジェクト実施件数		
	54	55	56	57	54	55	56
① 農 林 業 協 力 費	4,366,811	5,235,807	5,755,867	6,210,957	32	35	41
② 産 業 開 発 協 力 費	1,560,337	1,837,773	2,409,550	3,116,551	1	2	3
③ 技 術 協 力 セ ン タ ー 費	371,840	444,761	294,612	237,832	3	3	2
合 計	4,894,688	5,864,341	6,291,429	6,760,440	36	40	46

注1) プロジェクト方式技術協力予算には、調査団派遣費、専門家派遣費、専門家の現地業務費、機材供与費等が含まれる。

注2) ①は、農林水産関係技術協力プロジェクトに関するもの。

注3) ②は、主に地場産業の育成に関するもので、農林水産物の加工、流通を協力の主体とするもの。

注4) ③は、技術者の訓練センター等に関する技術協力プロジェクトであり、うち農林水産関係のもの。

(2) 主要事業量の推移

年 度	プロジェクト数	調査団数	派遣専門家数	機材供与数
53	35	43 件	297 延人	2,050 百万円
54	36	49	317	2,175
55	40	54	407	2,614
56	46	70	473	2,978

注) ① 56年度は見込数である。

② 調査団数、機材供与額には前年度からの繰越を含む。

(3) 分野別、地域別プロジェクト数(56年12月末現在)

	農 業	畜 産 業	林 業	水 産 業	計
ア ジ ア	20	3	5	2	30
中 近 東	1	-	-	1	2
ア フ リ カ	1	1	-	-	2
中 南 米	6	1	2	2	11
大 洋 州	-	-	-	1	1
合 計	28	5	7	6	46

(5) 長期派遣専門家の分野別、所属先別構成比（56年12月現在）

イ. 分野別分類

プロジェクト分野	専門家人数	構成比
	人	%
農 業	130	59.4
畜 産	22	10.0
林 業	42	19.2
水 産	25	11.4
計	219	100.0

ロ. 所属先別分類

所 属 先	農林水産業関係	事業団全体
	%	%
国 家 公 務 員	50.4	33.5
地 方 公 務 員	6.0	6.2
公 社 公 団 ・ 公 益 法 人	5.2	17.3
民 間 企 業	7.6	26.8
大 学 職 員	2.3	16.2
自 営	1.0	
協 力 隊 O B	4.1	
J I C A 職 員	6.6	
そ の 他	16.8	
計	100.0	100.0

(注) ① 国家公務員，地方公務員，大学職員にはOBを含む。

② 国公立大学職員は大学に含めた。

(6) 各プロジェクトの概要

番号	国名	プロジェクト名	主な協力内容	協力期間	専門家派遣		機材供与	無償との関連	備考
					長期	短期			
1	バングラデシュ	農業普及計画	中央農業普及技術開発研究所における実用試験の実施、普及素材の開発、普及員養成のための教員の資質向上を図るとともに、普及実験地域（3ヶ所）における実証試験	R/D 5 0. 3. 1 4 ~ 5 3. 1 0. 1 2 協定 5 3. 1 0. 1 3 ~ 5 8. 1 0. 1 2	人 9	人 3	千円 3 0,0 0 0	百万円 5 1年 7 0 0 5 2年 1 8 0 (研究所建設)	
2	バングラデシュ	園芸研究計画	園芸研究センターにおけるかんきつ及び野菜種子改良調整等のための試験研究並びに、3サブセンターにおける現地試験に対する指導	R/D 5 2. 1 1. 3 ~ 5 8. 1 1. 2	4	5	3 6,0 1 4	5 1年 1 5 0 (本館, 温室, 網室)	
3	インドネシア	農業研究計画	豆類及びその他の食糧作物の育種栽培、水管理、施肥法、雑草防除等に関する研究、情報の交換等	協定 4 5. 1 0. 2 3 ~ 5 3. 1 0. 2 2 R/D 5 3. 1 0. 2 3 ~ 5 8. 1 0. 2 2	7	0	6 7,0 0 0		
4	インドネシア	ランボン農業開発計画	農業普及センターにおける実用試験の実施、普及員等に対する訓練水田及び畑地帯における農業開発のための改良技術の演示、優良種苗の増殖・配布、病虫害防除技術の確立	協定 4 7. 1 1. 1 4 ~ 5 7. 1 1. 1 3	3	0	2 2,1 1 0	5 2年度 1 2 0 (センター建設) 第2KR	

(注) 1 専門家派遣；長期は12月末現在派遣中員数

短期は12月末現在派遣延員数

2 機材供与；56年度実施計画額であり、前年度からの繰越分を含む。

番号	国名	プロジェクト名	主な協力内容	協力期間	専門家派遣		機材供与	無償との関連	備考
					長期	短期			
5	インドネシア	養蚕開発計画	養蚕センター，サブセンターにおける実用試験，蚕種桑苗の増殖，配布並びに技術者農民の訓練	R/D 5 1. 3. 3 0 ~ 5 3. 2. 2 7 協定 5 3. 2. 2 8 ~ 5 8. 2. 2 7	人 6	人 5	千円 5 1, 2 0 0	百万円 5 2 年 1 0 0 (灌漑施設)	
6	インドネシア	南スラウェシ地域農業開発計画	国家目標に即した地域農業開発計画策定のための技術者の養成，柑橘，植林及び草地のパイロットテストの実施	R/D 5 1. 1 2. 2 5 ~ 5 7. 6. 2 3	6	2	5, 0 0 0		
7	インドネシア	ボゴール農科大学農産加工計画	ボゴール大学農業工学・農産加工学部において農産加工分野の教員の資質及び学生の技術向上，農産加工パイロットプラントの設置運営	R/D 5 2. 1 0. 1 4 ~ 5 7. 1 0. 1 3	5	2	7 0, 8 0 0		
8	インドネシア	中堅技術者養成計画	農業普及員を中心とした中堅技術者の養成訓練	R/D 5 4. 3. 2 9 ~ 5 9. 3. 2 8	7	3	8 1, 0 0 0		
9	インドネシア	リモートセンシング計画	リモートセンシング技術訓練	R/D 5 5. 4. 1 ~ 6 0. 3. 3 1	3	2	2 5 8, 1 9 5		
10	インドネシア	作物保護計画	病虫害防除方法の基礎的研究調査	R/D 5 5. 6. 1 8 ~ 6 0. 6. 1 7	3	0	8 1, 0 0 0		
11	インドネシア	かんがい排水施工技術センター計画	かんがい排水施設建設の技術訓練と普及	R/D 5 6. 4. 1 ~ 6 1. 3. 3 1	2	0	2, 7 0 0	センター建物・機材一部 5 5 年 1, 5 0 0	

番号	国名	プロジェクト名	主な協力内容	協力期間	専門家派遣		機材供与	無償との関連	備考
					長期	短期			
12	韓国	農業研究計画	水稲、普通作物等の多収性品種、土壌、肥料、作物栄養、除草剤等の研究	協定 49.6.7～ 54.6.6 R/D 54.6.7～ 57.3.31	人 1	人 5	千円 19,000	百万円	
13	マレーシア	水管理訓練計画	水稲二期作を中心とした水管理、かんがいシステムの維持管理法を確立し、普及員、農民等の訓練を行う。	R/D 52.9.3～ 57.9.2	5	0	28,000		
14	ネパール	ジャナカプール農業開発計画	農業開発センター等における改良農法の導入、普及員、農民の指導訓練及び深井戸かんがい地区の基盤整備、末端水管理の改良普及等	R/D 46.1.26～ 49.1.6 協定 49.1.7～ 54.1.6 R/D 54.1.7～ 57.1.6	6	1	43,000	50年 90 センター建物 51年 150 穀物倉庫 第2KR	
15	フィリピン	カガヤン農業開発計画	パイロットセンターにおける実用試験、優良品種の普及及び拠点普及地域における改良農業技術の展示、指導並びに円借関連事業等の支援	R/D 51.2.27～ 54.2.21 M/A 54.2.22～ 57.2.21	6	1	51,000		
16	タイ	かんがい農業開発計画	水稲生産の増大、二期作の拡大を図るためチャオピア及びメクロンパイロット地区（圃場整備）及びスハンブリ農業開発試験訓練所における営農技術の改良・普及員養成等	R/D 52.4.8～ 57.4.7	14	1	76,000	51年 120 研修棟	

番号	国名	プロジェクト名	主な協力内容	協力期間	専門家派遣		機材供与	無償との関連	備考
					長期	短期			
17	タイ	カセサート大学 研究協力計画	カセサート大学における農学研究の振興及び研究者の養成を目的とした野菜、種子の生産、醸酵分野の研究協力	R/D 55. 4.10～ 60. 4. 9	人 1	人 5	千円 98,000	百万円 53年 1,300 (総合研究センター)	
18	タイ	雑草研究 協力計画	高収量技術(高収量品種、施肥)の導入に伴う雑草害の防除に係る基礎及び応用研究	R/D 55. 4.18～ 60. 4.17	4	0	92,897		
19	タイ	とうもろこし 産業開発計画	センターにおける栽培技術、農業機械体系の展示及び拠点農協に対する普及指導等	R/D 51. 9.17～ 57. 9.16	6	4	98,808		(産業開発)
20	タイ	カセサート大学 (普及・機械)	農業普及訓練センター、農業機械センターにおいて、技術確立と研修指導等を実施する。	R/D 56. 7. 1～ 61. 6.30	2	1	31,800	54年 2,300 普及センター、オー デオ機械他、機械セ ンター、他	
21	エジプト	米作機械化 センター	米作機械化の訓練	R/D 56. 8.18～ 61. 8.17	2	0	29,000		
22	タンザニア	キリマンジャロ 農業開発計画	農業開発センターで栽培技術の改良、農業機械、普及の指導訓練農業基盤整備、水資源開発の技術的指導	R/D 53. 9.13～ 57. 9.12	3	4	82,000	54年 } 工業分野と 55年 } あわせて センター建物 2,000	
23	ブラジル	農業研究計画	セラード地域の農業開発に資するための植物病理、昆虫、作物栽培、土壌肥料等の研究	52. 9.30～ 57. 9.29 (補足取極)	7	1	86,040		

番号	国名	プロジェクト名	主な協力内容	協力期間	専門家派遣		機材供与	無償との関連	備考
					長期	短期			
24	ブラジル	リベイラ川流域 農業開発計画	圃場整備技術の指導・稲作栽培技術の普及 ・農業開発センターにおける実用試験等	R/D 50.3.10～補足 取極締結まで	人 7	人 2	千円 53,870	百万円	補足取極締結交渉中
25	パラグアイ	農業開発計画	カピタミランダ農試の強化。 農業機械化に関する訓練	R/D 54.3.16～ 59.3.15	6	1	74,000	54年 660 55年 1,340 センター建物	
26	パラグアイ	アスンシオン市 中央食品卸売市場 改善計画	中央食品卸売市場の機能の充実及び円滑な 運営管理を図るための技術協力	R/D 56.12.7～ 60.12.6	0	0	0		(産業開発)
27	ペルー	野菜流通 改善計画	リマ県における野菜の流通改善を図るため、 モデル集荷システムの整備等について具体的 な企画立案を行う	R/D 56.3.16～ 58.3.15	2	0	2,600		(産業開発)
28	ウルグアイ	野菜研究計画	ラス・ブルーハス試験場等における野菜、 ジャガイモ等の生産増大、品質改善に関する 研究協力	R/D 53.7.19～ 56.7.18	3	3	50,000		
29	ビルマ	畜産開発計画 (養豚養鶏 開発計画)	ラングーン市10マイルの畜産公社農場に おいて、養豚養鶏飼料生産のための、飼養 ・生産技術の指導研修事業	R/D 53.4.12～ 57.4.11	5	1	79,700		
30	インドネシア	家畜衛生 改善計画	スマトラ島メダン及びタンジュンカランの 家畜衛生センターにおける家畜疫病の調査、 診断業務等の技術指導	R/D 52.7.7～ 57.7.6	5	2	56,000	52、53年600 センター建物	
31	タイ	家畜衛生 改善計画	家畜疾病の診断、調査、口蹄疫の診断及び 口蹄疫ワクチンの製造に係る技術指導	R/D 52.3.2～ 57.3.1	5	5	106,477	51、52年190 (ワクチン製造 センター建物)	

番号	国名	プロジェクト名	主な協力内容	協力期間	専門家派遣		機材供与	無償との関連	備考
					長期	短期			
32	マダガスカル	北部畜産開発計画	家畜飼養技術・家畜衛生の改善・飼料作物の畜産技術者の訓練	R/D 52.11.11～ 57.11.10	人 4	人 1	千円 67,000	百万円 54年 } 1,000 55年 } 畜舎, 研修施設	
33	メキシコ	家畜衛生センター	豚コレラGPワクチン試作, 検定及びアフリカ豚コレラ等重要ウイルス病診断技術の確立に関する技術協力	R/D 56.6.1～ 61.5.31	3	0	38,000		
34	ビルマ	アラカン山系林業開発計画	ビルマアラカン山系における伐出のための集材技術及び機械保守の訓練に対する技術	R/D 52.12.2～ 57.3.31	7	0	81,000	56年 600	
35	インドネシア	ジャワ山岳林収獲技術協力計画	中部ジャワ山岳林のメルクシマツ伐出のための集材技術の訓練等	R/D 53.4.20～ 57.6.19	8	3	82,000		
36	インドネシア	南スマトラ森林造成計画	南スマトラ地域の焼畑跡地等の森林造成の技術指導	R/D 54.4.12～ 59.4.11	8	4	101,000	56年 100 訓練センター建物	
37	フィリピン	パンタバンガン森林造成計画	パイロットフォレストの造成を通じ, 熱帯草地の造林技術の開発訓練を行う	R/D 51.6.18～ 57.3.31	8	5	99,000	53年 1,050 (森林保全のため) の研修センター	R/Dから協定への移行を交渉中
38	ブラジル	サンパウロ林業研究協力計画	サンパウロ州パライバ河流域の保全に資するため, 森林の管理技術に関する研究協力	R/D 54.4.1～ 59.3.31	5	4	98,000		
39	パラグアイ	林業開発訓練計画	植林, 木材加工等に関する技術開発訓練	R/D 54.3.16～ 59.3.15	5	1	73,000	54年 840 (造林及び木材加工) に関する研修施設	

番号	国名	プロジェクト名	主な協力内容	協力期間	専門家派遣		機材供与	無償との関連	備考
					長期	短期			
40	タイ	造林研究訓練	展示林造成を通じた造林技術の開発・研究・訓練	R/D 56. 7.29～ 61. 7.28	人 1	人 [2] 0	千円 36,000	百万円	[長期調査員]
41	インドネシア	浅海養殖開発計画	魚貝類の種苗生産及び浅海養殖に係る調査研究及び技術指導	R/D 53. 8.31～ 57. 3.31	5	2	44,000		
42	タイ	沿岸養殖	内水面漁業生産の増大及び沿岸養殖開発	R/D 56. 4. 1～ 61. 3.31	3	0	30,000	54年 800 (沿岸養殖センター)	
43	チュニジア	国立漁業センター	水産学校教師に対する、トロール、巻網漁業等の再教育及び現場責任者に対する漁業改善指導	R/D 53. 7. 1～ 57.12.31	5	2	28,810		(センター)
44	チリ	水産増養殖	北海道産シロザケ双発眼卵のチリへの移殖に関する協力	R/D 54.10. 2～ 59.10. 1	5	2	98,080		
45	ベルギー	水産加工センター	新製品の開発と水産加工技術の改善	協定 51.10.13～ 55.10.12 R/D 55.10.13～ 57.10.12	7	0	38,000	53年 500 (センター研究棟) (管理棟, 食堂)	(センター)
46	フィジー	水産養殖	淡水及び海水養殖分野の研究開発	R/D 56.11.18～ 60. 3.31		[4]			[長期調査員]

(7) 農林水産業関係終了プロジェクト一覧

国名	プロジェクト名	協力期間	国名	プロジェクト名	協力期間
1 インド	水産加工技術訓練センター	37. 3 ~ 40. 3	15 インドネシア	東部ジャワとうもろこし開発	42. 1 ~ 46. 3
2 "	農業技術センター	39. 12 ~ 43. 12	16 ラオス	タゴン農業開発	41. 4 ~ 52. 4
3 "	農業普及センター	43. 3 ~ 50. 12	17 マレーシア	農業機械化訓練	45. 12 ~ 50. 12
4 "	ダンダカラニア農業開発	45. 8 ~ 50. 8	18 フィリピン	稲作開発(ミンドロ, レイテ)	44. 6 ~ 49. 6
5 パキスタン	東パキスタン農業訓練センター	35. 7 ~ 38. 7	19 タイ	一次産品開発	45. 11 ~ 49. 12
6 スリランカ	セイロン漁業訓練センター	36. 3 ~ 40. 9	20 "	大豆開発	43. 4 ~ 51. 4
7 "	デアファ村落開発	45. 10 ~ 50. 10	21 "	えび養殖	48. 4 ~ 52. 3
8 "	高等水産	49. 4 ~ 56. 4	22 "	養蚕開発	44. 3 ~ 55. 3
9 カンボジア	日カ友好農業センター	34. 7 ~ 41. 7	23 ベトナム(南)	カントー大学農学部	45. 3 ~ 48. 3
10 "	" 畜産センター	(34. 7 ~ 41. 7) (41. 10 ~ 44. 9)	24 シリア	鶏病予防センター	47. 11 ~ 52. 11
11 "	とうもろこし開発協力	43. 11 ~ 46. 11	25 イラン	農業研究	53. 3 ~ 55. 3
12 インドネシア	漁業技術協力	44. 7 ~ 47. 7	26 ミクロネシア	漁業開発	53. 4 ~ 56. 3
13 "	西部ジャワ食糧増産	43. 5 ~ 46. 5	27 韓国	農業研究(予定)	49. 6 ~ 57. 3
14 "	タジュム地区農業開発	46. 2 ~ 49. 2			

合計 14か国 27プロジェクト 内訳 { 農業 19プロジェクト
 畜産 2 "
 林業 0 "
 水産 6 "

8. 開 発 調 査

(1) 予 算 及 び 調 査 案 件 数 の 推 移

年 度	予 算		調 査 案 件 数 (件)				備 考
	当 初 予 算	実 績	農 林 業 一 般	林 業 資 源	水 産 資 源	計	
5 3	1,085 ^{百万円}	1,993 ^{百万円}	2 9	1	4	3 4	
5 4	1,377	2,163	4 0	3	2	4 5	
5 5	1,571	2,438	4 1	3	3	4 7	
5 6	1,763	3,489	5 1	6	4	6 1	

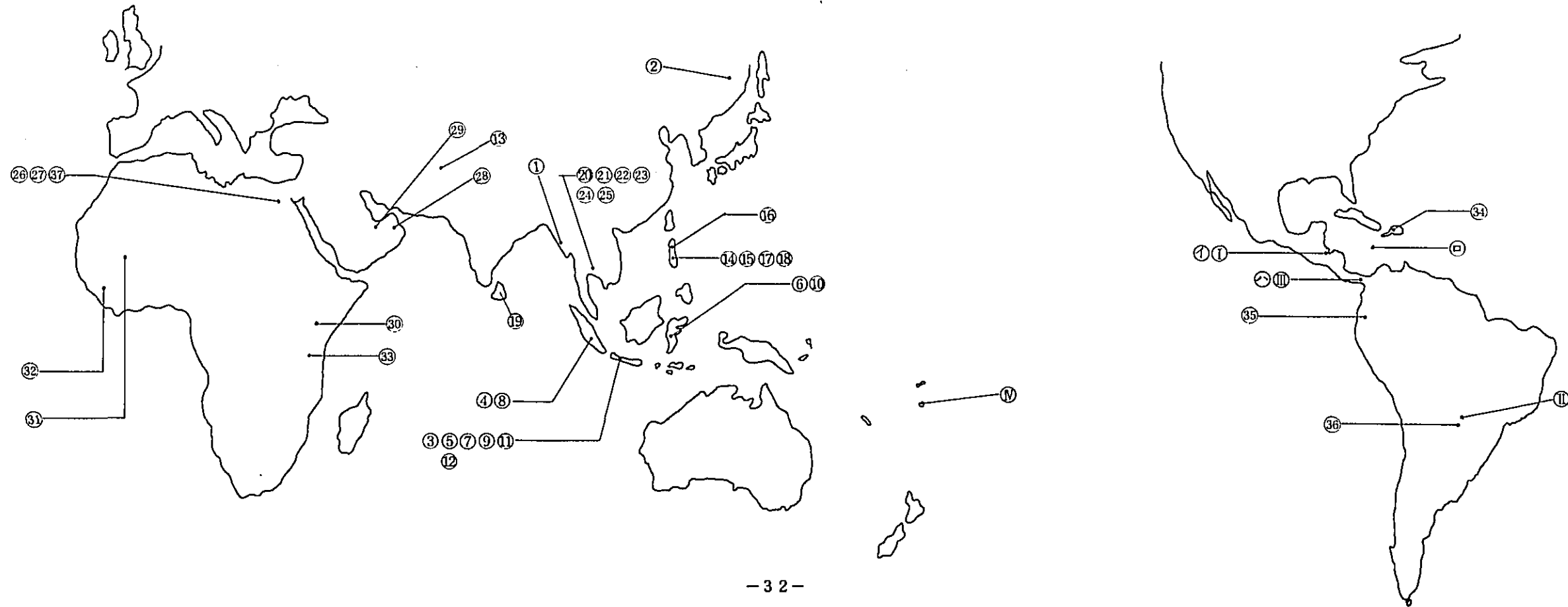
注 1. 予算は、開発調査予算のうち農林水産関係分のみであり、56年度は計画額である。

2. 農業一般には、特別案件調査（無償関連調査、55年度まで）が含まれる。

(2) 昭和56年度開発調査事業位置図

農林業開発調査 (37ヶ所・51件)			水産資源調査 (3ヶ所・4件)		
1	ビルマ	オカンダムかんがい	32	シエラレオーネ	ロンベスワンプ農業開発
2	中国	三江平原農業開発	33	タンザニア	ムコマジバレイ農業用水
3	インドネシア	米増産	34	ドミニカ	アグリボ農業開発
4	"	コメリン川農業開発	35	エクアドル	コスタ地区農業開発
5	"	米穀収穫後処理法改善	36	パラグアイ	イボア湖北西部農業開発
6	"	ピラかんがい開発	37	エジプト	北部ホサイニア
7	"	稲病虫害発生予察・防除	林業資源調査 (4ヶ所・6件)		
8	"	水稲種子生産・配布			
9	"	北バンテンかんがい開発	I	ホンジュラス	林業資源
10	"	サンレゴ	II	パラグアイ	北東部林業資源
11	"	マルンダ木材	III	パナマ	林業資源
12	"	米利用樹利用	IV	フィジー	林業開発
13	パキスタン	バットフィーダー水路拡張	総計 44ヶ所・61件		
14	フィリピン	アルコガス			
15	"	マビニ地区農開			
16	フィリピン	マツノ川開発			
17	"	かんがい維持管理			
18	"	水産物流通			
19	スリランカ	米ぬか油			
20	タイ	ベチャブリかんがい			
21	"	メイクワンかんがい			
22	"	バサック農開			
23	"	農協組織育成			
24	"	ケンコイバンモー・ボンパかんがい			
25	"	農業協力			
26	エジプト	テンスオブラマダン農業開発			
27	"	食肉冷凍施設			
28	オマーン	農開			
29	ア首連	水産増養殖センター			
30	ケニア	穀物貯蔵倉庫建設			
31	マリ	バギンダ地区農業開発			

④ ケ所数と調査件数(実施計画数)との差異は、本年度事前調査及び実施調査等を合わせて実施する案件もあることによる。



9. 農林業開発協力事業及び開発投融資事業

(1) 開発投融資事業実績

(i) 貸付承諾額の推移

(単位：百万円)

	農業投融資		林業投融資		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
50年度	5	578.8	8	980.9	13	1,559.7
51年度	10	2,277.0	1	215.4	11	2,492.4
52年度	7 <1>	1,678.7 <1,000.0>	3	669.1	10 <1>	2,347.8 <1,000.0>
53年度	4	360.3	6	1,448.4	10	1,808.7
54年度	4 <1>	4,785.1 <4,100.0>	2	478.0	6 <1>	5,236.1 <4,100.0>
55年度	1	58.6	5	1,174.4	6	1,233.0
56年度 (12月現在)	2	379.0	0	0	2	379.0

注) < >は、セラー関連分で内数(但し、52年度分は出資金)

(ii) 貸付実行額の推移

(単位：百万円)

	農業投融資		林業投融資		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
50年度	8	515.1	10	1,121.1	18	1,636.2
51年度	17	919.8	18	672.5	35	1,592.3
52年度	17 <1>	1,731.57 <1,000.0>	14	477.7	31 <1>	2,209.27 <1,000.0>
53年度	15	473.1	17	707.7	32	1,180.8
54年度	8 <1>	1,035.8 <492.4>	13	543.1	21 <1>	1,578.9 <492.4>
55年度	6 <1>	853.9 <649.8>	10	788.3	16 <1>	1,642.2 <649.8>
56年度 (12月現在)	6 <1>	2,245.6 <1,964.8>	7	437.1	13 <1>	2,682.6 <1,964.8>
投融資累計額(12月末現在)					15,279百万円	
投融資残高(12月末現在)					12,410	

(2) 昭和56年度開発協力事業位置図

(1) 基礎一次調査

番号	国名	案件名
1	パラグアイ	アルコガス
2	フィリピン	木質系エネルギー
3	ジャマイカ	コーヒー栽培
4	ブラジル	永年性油糧作物
5	中国	農業開発

(2) 基礎二次調査

番号	国名	案件名
6	スリランカ	花卉栽培
7	PNG	オープンベイ造林
8	ペルー	アマゾン林業
9	ソロモン	造林
10	アルゼンチン	コルフォ農業
11	PNG	ニューアイルランド農業
12	マレーシア	サバ州パパイア栽培
13	PNG	ニューブリテン南部林業
14	フィリピン	パラワン島造林
15	ブルネイ	造林
16	スリランカ	果樹園芸作物開発
17	チリ	林業開発

(3) 開発計画調査

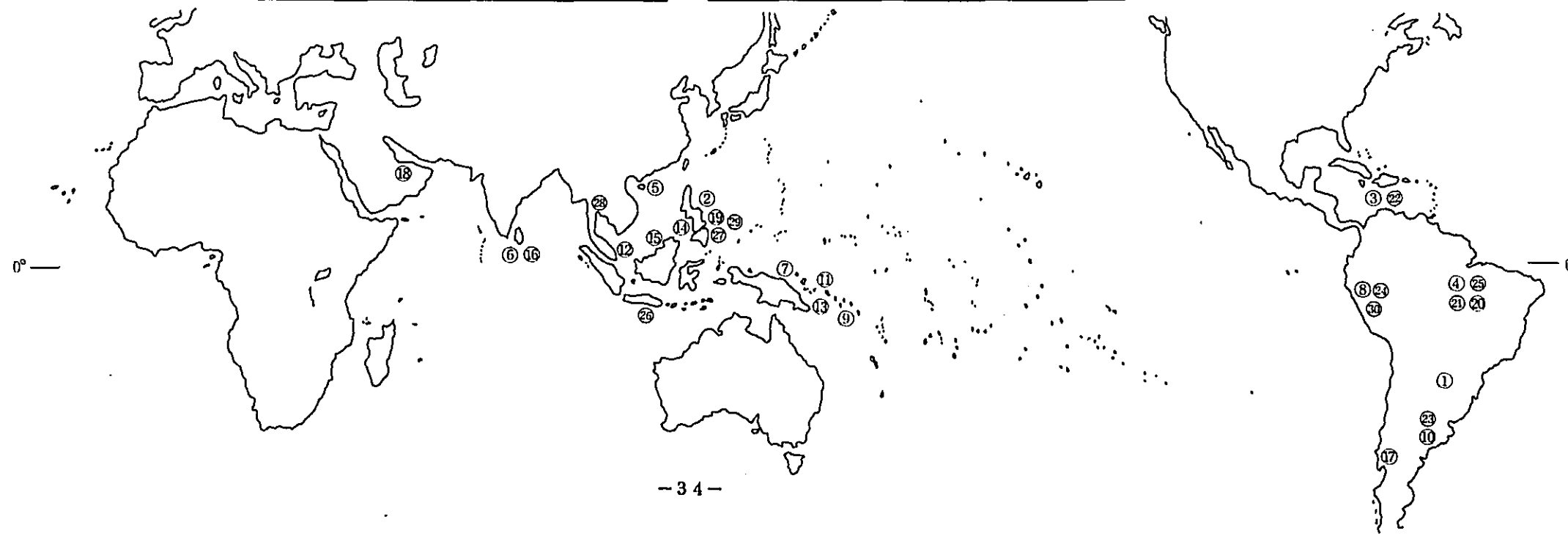
番号	国名	案件名
18	ア首述	砂耕栽培
19	フィリピン	ココヤシ開発
20	ブラジル	ムンドノーボ農業開発
21	ブラジル	ぶどう栽培
22	ジャマイカ	コーヒー栽培
23	アルゼンチン	コルフォ農業

(5) 投融資審査等調査

番号	国名	案件名
26	インドネシア	農業
27	PNG フィリピン	林業
28	タイ・マレーシア	"
29	フィリピン・タイ	農業
30	ペルー・他	農林業

(4) 計画打合せ

番号	国名	案件名
24	ペルー	アマゾン林業実証
25	ブラジル	日伯農業開発協力



10. 専門家の養成研修及び確保実績

(1) 養成研修実績

区分	分野	49~52年度	53年度	54年度	55年度	56年度 (実績見込)	計	主要研修機関名
長期 海外	農業経済	1人	-人	-人	-人	1人	1人	レーディング大学(英) 国際小麦トウモロコシ改良センター(メキシコ), アリゾナ大学(米) 国際熱帯農業センター(コロンビア), バデュー大学(米), カリフォルニア大学(米) ユタ大学(米), 国際稲研究所(比), フィリピン大学(比) イースト・モーリング試験場(英) 国際土地開発改良研究所(オランダ), ネバダ大学, コロラド大学(米), ミシガン大学(米) 連邦科学産業研究所(豪), エディンバラ大学(英), 国立家畜疾病センター(米), ニューイングランド大学(豪) サバ農業開発K・K(マレーシア) 熱帯林業技術センター(仏), 熱帯林業研究所(米), ネバダ大学(米), 林業林産総合研究所(西独) 森林調査センター(仏), オーストラリア国立大学(豪), ミシガン州立大(米)
	畑作	7	3	2	2	4	18	
	果樹園芸	-	-	-	1	-	1	
	農業土木	3	1	1	2	3	10	
	畜産物産	2	1	2	3	1	9	
	油料作物	1	-	-	-	-	1	
	林業	5	1	1	2	2	11	
	野菜育種	-	-	-	-	1	1	
	水産	-	-	-	-	1	1	
	計	19	6	6	10	13	54	
研修 国内	農業普及	-	1	-	-	-	1	神奈川県農業大学校 十勝農試, 長野県農試, 農業技術研究所 熱帯農研 京都大学 福島県畜試, 家畜衛生試験場, 畜産試験場 水産庁北海道さけ・ますふ化場 果樹試験場
	畑作	3	1	6	1	2	13	
	病虫害	1	-	-	-	-	1	
	農業機械	1	-	-	-	-	1	
	畜産	-	-	-	2	1	3	
	水産	-	-	1	2	-	3	
	果樹	-	-	-	-	1	1	
稲作	-	-	-	-	1	1		
計	5	2	7	5	5	24		
中期 海外	リーダーコース	7	3	3	2	3	18	バングラデシュ, インドネシア, フィリピン, ビルマ, タイ, オーストラリア・ネパール等における我が国の技術協力プロジェクト, 他先進国等の協力プロジェクト等
	一般コース	15	10	11	13	10	59	
	計	22	13	14	15	13	77	
研修 国内	リーダーコース	48	10	8	8	6	80	事業団研修センターほか沖縄, 筑波, 内原の関係機関
	一般コース	142	34	37	37	37	287	
	内 { 農業一般	(52)	(9)	(12)	(15)	(10)	(98)	
	{ 農業土木	(56)	(14)	(13)	(12)	(12)	(107)	
	{ 林業	(34)	(11)	(12)	(10)	(15)	(82)	
計	190	44	45	45	43	367		

(2) 専門家確保実績

	49			50			51			52			53			54			55			56 (見込)			計 延
	継	新	計	継	新	計	継	新	計	継	新	計	継	新	計	継	新	計	継	新	計	継	新	計	
特別嘱託	-	24	24	20	20	40	10	10	20	13	12	25	18	9	27	10	8	18	11	15	26	15	10	25	205

新規及び改正達・通達（抜粋）

1. プロジェクト業務関係
2. 専門家の処遇関係等

国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和56年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田 圭輔

規程第2号

国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程

国際協力事業団組織規程（昭和50年規程第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章中南米代表部（第132条・第133条）」を「第6章削除」に改める。

第2条中「中南米代表部、海外事務所」を「海外事務所」に改める。

第4条第1項中「秘書室」の次に「、監事室」を加え、

「企画部
無償協力・調達部
研修事業部」を「企画部
調達部
研修事業部」に、
「鉱工業開発協力部
移住計画調査部
移住海外事業部
移住国内事業部」

「鉱工業開発協力部
無償資金協力部
移住計画調査部
移住事業部」
を に改める。

第5条第1項中「（これに準ずるものを含む。以下同じ。）」を削り、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「、無償協力・調達部」を削り、「鉱工業計画調査部」の次に「、無償資金協力部」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 監事室に、調査役を置く。

第6条第1項中「秘書室長」の次に「、監事室の調査役」を、「秘書室」の次に「、監事室」を加える。

第9条第3号を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

（監事室）

第9条の2 監事室においては、監事の行う監査の補佐に関する事務をつかさどる。

第10条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とする。

第13条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務の地域別及び国別実施に係る状況の把握及び調整に関する

ること。

第13条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 総合開発計画に關すること。

第13条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 専門家等の身分及び待遇の調整並びに専門家等の諸制度に關すること。

第13条に次の2号を加える。

(9) 専門家等人員の養成及び確保に關する企画、調整及び実施に關すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、業務に係る事務で、他部の所掌に属しないものに關すること。

第14条（見出しを含む。）中「無償協力・調達部」を「調達部」に改め、第1号中「技術研修員に關し、開発途上地域」を「技術研修員に關し開発途上地域」に改め、第2号から第6号までを削り、第7号中「役務提供契約」の次に「（次号及び第4号において「契約」という。）」を加え、同号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 契約に係るコンサルタント等の資格審査に關すること。

(4) 契約に係るコンサルタント等の実績の評価資料の整理及び保

管に關すること。

第15条第5号及び第17条第2号中「無償協力・調達部」を「調達部」に改める。

第18条第4号中「無償協力・調達部」を「調達部」に、同条第5号中「養成確保」を「養成及び確保」に改める。

第20条第2号、第21条第2号及び第23条第1号中「無償協力・調達部」を「調達部」に改める。

第23条の次に次の1号を加える。

（無償資金協力部の事務）

第23条の2 無償資金協力部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 無償資金協力の実施に係る企画及び調整に關すること。

(2) 無償資金協力に關する調査に關すること。

(3) 無償資金協力に係る契約（次号において「契約」という。）の締結に關する調査、あつ旋、連絡等に關すること。

(4) 契約の実施状況の調査に關すること。

(5) 無償資金協力の効果の評価に關すること。

第24条中第7号を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 移住者の動態及び実態の調査に關すること。

第24条第9号中「移住海外事業部及び移住国内事業部」を「移住事業部」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10

号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 移住に係る知識の普及及び各種啓発行事に関する事。
- (9) 移住に係る海外教育の推進に関する事。

第25条（見出しを含む。）中「移住海外事業部」を「移住事業部」に改め、第1号中「動態調査及び社会、生活環境の改善、整備」を「生活環境の改善及び整備」に改め、同号を第6号とし、第2号中「農業計画、農業協同組合等の育成指導」を「農業計画の作成、農業協同組合等の団体の育成指導」に改め、同号を第7号とし、第3号を第8号とし、第4号を第9号とし、第5号を第10号とし、第6号の前に次の5号を加える。

- (1) 移住の相談及びあつ旋並びに移住者の訓練及び講習に関する事。
- (2) 北米移住及び豪州移住に関する事。
- (3) 移住者の渡航費及び送込に関する事。
- (4) 移住者及び海外移住研修生のための訓練・講習施設及び宿泊施設の運営（他部の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (5) 移住業務に係る研修者の受込に関する事。

第25条に次の1号を加える。

- (1) 移住業務に関連する出資企業の指導監督に関する事。

第26条を次のように改める。

第26条 削 除

第28条中「5課」を「4課」に、「広 報 課
技術者管理課」を「広報課」に改める。

第32条第1号中「（技術者管理課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。

- (4) 国際協力に関する研究・教育団体の育成及び指導に関する事。
- (5) 国際協力に関係する諸団体との連絡に関する事。

第33条を次のように改める。

第33条 削 除

第33条の2を次のように改める。

（調 査 役）

第33条の2 調査役は、事業団の関係法令の解釈、内部規程の審査及び整備並びに訴訟その他の法務その他特命事項に関する事務を整理する。

第34条中「3課」の次に「及び調査役」を加える。

第38条を次のように改める。

（調 査 役）

第38条 調査役は、人事、労務及び給与に関する諸制度の調査、研究及び企画その他特命事項に関する事務を整理する。

第39条中「調査役」の次に「2人」を加える。

第41条第1号中「、中南米代表部」を削る。

第46条を次のように改める。

(調査役)

第46条 調査役は、次の事務を分掌する。

- (1) 経理関係諸規程及び事務取扱基準の整備並びに契約事務の総合調整その他特命事項の処理に関する事。
- (2) 事業団施設の整備計画の策定に関する事務及び施設の有効利用等施設問題の総合調整に係る専門的事項その他特命事項の整理に関する事。

第47条中「2課」を「4課」に、「企画課
地域課
技術者管理課
技術者養成確保課」を「総合開発計画課」を

「企画課
地域課
技術者管理課
技術者養成確保課」に改める。

第48条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第49条（見出しを含む。）中「総合開発計画課」を「地域課」に改め、第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 業務の地域別及び国別実施に係る状況の把握に関する事。
- (2) 業務の地域別及び国別実施に係る調整に関する事。
- (3) 調査計画の総合的調整に関する事。

第49条第4号を削り、第5号を第4号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 総合開発計画の計画及び実施の調整に関する事。

第49条第6号を次のように改める。

(6) 総合開発計画の調査に関する事。

第49条の次に次の2条を加える。

(技術者管理課)

第49条の2 技術者管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 専門家等の身分及び待遇の調整に関する事。
- (2) 専門家等の福利厚生に関する事。
- (3) 専門家等の諸制度に関する事（技術者養成確保課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 専門家等に対する情報の提供に関する事。

(技術者養成確保課)

第49条の3 技術者養成確保課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 専門家等人員の募集及び登録に関する事。
- (2) 専門家等人員の養成に関する企画、調整及び実施に関する事。
- (3) 専門家等人員の確保に関する企画、調整及び実施に関する事。
- (4) 専門家等人員の養成及び確保に係る諸制度に関する事。

第51条（見出しを含む。）中「無償協力・調達部」を「調達部」

に、「4課」を「3課及び調査役」に、「機材第二課
無償資金協力課」を「機材第二課」に改める。

第52条第1号中「技術研修員に関し、開発途上地域」を「技術研修員に関し開発途上地域」に改め、「購入」の次に「、貸借」を加え、「次号において」を「以下」に改め、同条第2号中「に係る」を「を行うために必要な」に改め、同条第3号を削り、第4号中「役務提供契約」の次に「（次号及び第5号において「契約」という。）」を加え、同号を第3号とし、第5号中「前号に規定する」を削り、同号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 契約に係るコンサルタント等の実績の評価資料の整理及び保管に関すること。

第52条第6号中「無償協力・調達部」を「調達部」に改める。

第53条第1号中「及び鉱工業開発協力部」を「、鉱工業開発協力部及び無償資金協力部」に改め、同条第3号中「調査団等に関し、開発途上地域」を「調査団等に関し開発途上地域」に改め、同条第4号中「技術研修員に関し、開発途上地域」を「技術研修員に関し開発途上地域」に改める。

第54条第3号中「調査団等に関し、開発途上地域」を「調査団等に関し開発途上地域」に改める。

第55条を次のように改める。

(調 査 役)

第55条 調査役は、資機材等購送事務及び開発調査等各種の調査業務に係る契約事務に関する諸規程及び取扱基準の整備その他特命事項に関する事務を整理する。

第57条第6号中「経理部」を「他課及び経理部」に改め、同条第7号中「無償協力・調達部」を「調達部」に改める。

第58条第1号中「研修第二課」の次に「及び研修第三課」を加え、同条第2号中「前号の技術研修効果」を「第1号の研修効果」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の研修に必要な資材等に関すること（経理部の所掌に属するものを除く。）。

第59条第1号中「教育」の次に「、科学」を加え、「鉱工業」を「環境、労働」に改め、同条第2号中「前号の技術研修効果」を「第1号の研修効果」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の研修に必要な資材等に関すること（経理部の所掌に属するものを除く。）。

第60条第1号を第4号とし、第2号を第5号とし、第4号の前に次の3号を加える。

(1) 鉱工業、経済企画及びこれらに関連する分野の技術研修に関する実施計画の作成及び実施に関すること。

(2) 前号の研修に必要な資材等に関する事（経理部の所掌に属するものを除く。）。

(3) 第1号の研修効果の評価に関する事。

第63条第2号中「無償協力・調達部」を「調達部」に改める。

第68条第1号中「、環境衛生」を削る。

第68条の2第1号中「水資源」の次に「、環境衛生」を加え、「建築施設」を「住宅」に改める。

第69条第2号中「無償協力・調達部」を「調達部」に改める。

第70条中「2課」の次に「及び調査役」を加え、「医療第一課
医療第二課」を「管理課
医療協力課」に改める。

第71条（見出しを含む。）中「医療第一課」を「管理課」に改める。

第72条（見出しを含む。）中「医療第二課」を「医療協力課」に改め、第1号中「医療協力」の次に「（人口家族計画に関する医療協力を除く。以下この条において同じ。）」を加え、第3号を次のように改め、第4号を削る。

(3) 医療協力プロジェクトの実施に関する事（調達部の所掌に属するものを除く。）。

第72条の次に次の1条を加える。

（調査役）

第72条の2 調査役は、人口家族計画に関する医療協力並びに医療協力に関する専門家の派遣、管理及び機材供与（医療協力課及び調達部の所掌に属するものを除く。）その他特命事項に関する事務を処理する。

第79条第4号、第80条第2号、第83条第4号及び第91条第2号中「無償協力・調達部」を「調達部」に改める。

第93条の次に次の4条を加える。

（無償資金協力部の分課）

第93条の2 無償資金協力部に、次の3課を置く。

無償資金協力計画課

基本設計課

業務課

（無償資金協力計画課）

第93条の3 無償資金協力計画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 無償資金協力の実施に係る企画及び調整に関する事。

(2) 無償資金協力に関する調査に係る計画に関する事。

(3) 無償資金協力に関する基礎的調査に関する事。

(4) 無償資金協力の効果の評価に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、無償資金協力部の所掌事務で、他課の所掌に属しないものに関する事。

(基本設計課)

第93条の4 基本設計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 無償資金協力に関する基本設計作成調査に係る実施計画の作成に関すること。
- (2) 無償資金協力に関する基本設計作成調査の実施に関すること。

(業務課)

第93条の5 業務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 無償資金協力に係る契約（以下この条において「契約」という。）の締結に必要な調査及び契約の実施状況の調査に係る実施計画の作成に関すること。
- (2) 契約の締結に必要な調査及び契約の実施状況の調査の実施に関すること。
- (3) 契約の締結及び実施に必要なあつ旋、連絡等に関すること。

第94条中「及び調査役」を削り、「移住計画課
調査開発課」を
「移住計画課
調査課」に改める。

第95条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第96条（見出しを含む。）中「調査開発課」を「調査課」に改め、第2号を第6号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 移住者の動態及び実態の調査に関すること。

第96条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 企業移住の調査及び相談に関すること。

第96条に次の3号を加える。

- (7) 移住に係る知識の普及に関すること。
- (8) 移住に関する各種啓発行事の実施に関すること。
- (9) 移住に係る海外教育の推進に関すること。

第97条を次のように改める。

第97条 削除

第98条を次のように改める。

(移住事業部の分課)

第98条 移住事業部に、次の3課及び調査役を置く。

国内事業課

海外事業課

移住投融資課

第99条を次のように改める。

(国内事業課)

第99条 国内事業課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 移住の相談及びあつ旋に関すること。
- (2) 移住者の訓練及び講習に関すること。
- (3) 北米移住及び豪州移住に関すること。
- (4) 移住者の渡航費に関すること。

- (5) 移住者の送出に關すること。
- (6) 移住者及び海外移住研修生のための訓練・講習施設及び宿泊施設の運営（他部の所掌に属するものを除く。）に關すること。
- (7) 移住業務に係る研修者の受入に關すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、移住事業部の所掌事務で、他課の所掌に属しないものに關すること。

第100条（見出しを含む。）中「農牧課」を「海外事業課」に改め、第4号中「農業組合等の」を「農業協同組合等の団体の」に改め、同号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 移住者の生活環境の改善及び整備に關すること。
- (2) 入植地の福祉施設の整備に關すること。

第101条（見出しを含む。）中「投融資課」を「移住投融資課」に改める。

第102条を次のように改める。
（調査役）

第102条 調査役は、移住業務に關連する出資企業の指導監督その他特命事項に關する事務を処理する。

第103条から第105条までを次のように改める。

第103条から第105条まで削除

第116条の表中 「 筑波インターナショナルセンター | 茨城県
内原国際農業研修センター | 茨城県
神奈川国際水産研修センター | 神奈川県

筑波郡谷田部町 | 「 筑波インターナショナルセンター | 茨城県
東茨城郡内原町 | を | 筑波国際農業研修センター | 茨城県
横須賀市 | 」 | 神奈川国際水産研修センター | 神奈川県

筑波郡谷田部町 |
筑波郡谷田部町 | に改める。
横須賀市 | 」

第123条を次のように改める。

（筑波国際農業研修センター）

第123条 筑波国際農業研修センターは、農業コース技術研修員の研修に關する業務その他特に本部から命ぜられた業務を行う。

第6章を次のように改める。

第6章 削 除

第132条及び第133条 削 除

別表第1中 「 四国支部 | 香川県高松市 | 徳島県、香川県、
北九州支部 | 福岡県福岡市 | 福岡県、佐賀県、
南九州支部 | 熊本県熊本市 | 熊本県、大分県、
沖縄支部 | 沖縄県那覇市 | 沖縄県

愛媛県、高知県 |
長崎県 | を 「 四国支部 | 香川県高松市 | 徳島県、
宮崎県、鹿児島県 | 九州支部 | 福岡県福岡市 | 福岡県、
 | 沖縄支部 | 沖縄県那覇市 | 沖縄県

香川県、愛媛県、高知県 |
佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | に改める。
 | 」

別表第2中 「 | ラングーン事務所 | ビルマ | ラングーン | ビルマ | 」

を「 | ラングーン事務所 | ビルマ | ラングーン |
 | 北京事務所 | 中華人民共和國 | 北京 |
 ビルマ |
 中華人民共和國 | 」に改める。

別表第3中 「 | フィリピン駐在員 | フィリピン |
 | マレーシア駐在員 | マレーシア |
 | バングラデシュ駐在員 | バングラデシュ |

マニラ | フィリピン |
 クアラ・ランプーン | マレーシア | を
 ダツカ | バングラデシュ | 」

「 | フィリピン駐在員 | フィリピン | マニラ |
 | バングラデシュ駐在員 | バングラデシュ | ダツカ |

「 | エチオピア駐在員 |
 | ケニア駐在員 |
 | ザンビア駐在員 |
 | タンザニア駐在員 |
 | マラウイ駐在員 |
 フィリピン | に改め、
 バングラデシュ | 」

エチオピア | アデイス・アベバ | エチオピア |
 ケニア | ナイロビ | ケニア |
 ザンビア | ルサカ | ザンビア | を
 タンザニア | ダレサラム | タンザニア |
 マラウイ | ブランタイヤ | マラウイ | 」

「 | エチオピア駐在員 | エチオピア | アデイス・アベバ |
 | ザンビア駐在員 | ザンビア | ルサカ |
 | マラウイ駐在員 | マラウイ | ブランタイヤ |

エチオピア |
 ザンビア | に改める。
 マラウイ | 」

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係
達の整理に関する達を次のとおり定める。

昭和56年4月 / 日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第 / 3 号

国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程
の施行に伴う関係達の整理に関する達

(派遣職員住居手当支給細則の一部改正)

第1条 派遣職員住居手当支給細則(昭和51年国協達第 / 8号)

の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中南米代表部にあつては、代表、」を削る。

(子女教育手当支給細則の一部改正)

第2条 子女教育手当支給細則(昭和51年国協達第 / 9号)の

一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中南米代表部にあつては代表、」を削る。

(派遣専門家登録実施要綱の一部改正)

第3条 派遣専門家登録実施要綱(昭和52年国協達第 / 7号)

の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部技術者管理課」を「企画部技術者養成確保課」
に改める。

(文書取扱細則の一部改正)

第4条 文書取扱細則(昭和53年国協達第 / 5号)の一部を次の
ように改正する。

別表第 / 中 「 | 秘書室 | 秘 | | 国協(秘) | | 秘 | | 」を
| 総務部 | 総 | | 国協(総) | | 総 | | 」

「 | 秘書室 | 秘 | | 国協(秘) | | 秘 | | | 監事室 | 監 | | 国協(監) | | 監 | | | 総務部 | 総 | | 国協(総) | | 総 | | 」に、「 | 無償協

力・調達部 | 無調 | | 国協(無調) | | 無調 | | 」を

「 | 調達部 | 調 | | 国協(調) | | 調 | | 」に、

「 | 鈦工業開発協力部 | 鈦開 | | 国協(鈦開) | | 鈦開 | | | 移住計画調査部 | 移計 | | 国協(移計) | | 移計 | | | 移住海外事業部 | 移海 | | 国協(移海) | | 移海 | | | 移住国内事業部 | 移国 | | 国協(移国) | | 移国 | | 」

を 「 | 鈦工業開発協力部 | 鈦開 | | 国協(鈦開) | | 鈦開 | | | 無償資金協力部 | 無償 | | 国協(無償) | | 無償 | | | 移住計画調査部 | 移計 | | 国協(移計) | | 移計 | | | 移住事業部 | 移事 | | 国協(移事) | | 移事 | | 」

に改める。

(派遣職員用借上げ職員住宅の設置に関する実施細則の一部改正)

第5条 派遣職員用借上げ職員住宅の設置に関する実施細則(昭和
53年国協達第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「中南米代表部・」を削る。

(派遣職員用借上げ職員住宅の使用に関する達の一部改正)

第6条 派遣職員用借上げ職員住宅の使用に関する達(昭和53年

国協達第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「中南米代表部・」を削る。

(電信取扱細則の一部改正)

第7条 電信取扱細則(昭和54年国協達第37号)の一部を次の

ように改正する。

別表中「秘書室 S B
総務部 G A」を「秘書室 S B
監事室 A U
総務部 G A」に、「無償協力・調

達部 G P」を「調達部 P R」に、「鉱工業開発協力部 M I
移住計画調査部 E P
移住海外事業部 E E
移住国内事業部 J V」

を「鉱工業開発協力部 M I
無償資金協力部 G R
移住計画調査部 E P
移住事業部 E S」に改める。

附 則

この達は、昭和56年4月1日から施行する。

国際協力事業団附属機関組織細則の一部を改正する達を次のよう
に定める。

昭和56年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田 圭輔

国協達 / 2 号

国際協力事業団附属機関組織細則の一部を改正する達

国際協力事業団附属機関組織細則(昭和50年国協達第5号)の
一部を次のように改正する。

第14条(見出しを含む。)中「内原国際農業研修センター」を
「筑波国際農業研修センター」に改め、第1号を削り、第2号から
第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第
14号とする。

第16条中第4号を削り、第5号から第7号までを1号ずつ繰り
上げる。

附 則

この達は、昭和56年4月1日から施行する。

国際協力事業団海外事務所組織細則の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和56年3月31日

国際協力事業団
 総裁 有田 圭輔

国協達第17号

国際協力事業団海外事務所組織細則の一部を改正する達

国際協力事業団海外事務所組織細則(昭和50年国協達第6号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条及び第19条 削 除

別表を次のように改める。

別表

海外事務所の下部機関の名称、位置及び分担地域

管 轄 海外事務所	名 称				位 置	分 担 地 域
	支 所	事 業 所	農 業 試 験 場	試 験 場		
サン・パウロ 支部		バルゼア ・アレグレ 移住所			ブラジル国マト ・グロソ州、 バルゼア・ アレグレ移 住地	バルゼア・アレグレ移 住地
		グアタバ ラ移住所			" サン・パウ ロ州グアタ バラ移住地	グアタバラ移住地
ペレーン支部	マナオ ス支所				" アマゾナス 州マナオス 市	アマゾナス州、アクレ 州、ロンドニア州、 ロライマ州
		第2トメ ・アスー 事業所			" バラー州第 2トメ・ア スー移住地	第2トメ・アスー移 住地
			アマゾニ ア農業試 験場		" バラー州第 2トメ・ア スー移住地	
アスンシオン 支部	エンカ ルナン 支所				パラグアイ国イ タプア県エン カルナン支 所	イタプア県
		アルト・ パラナ事 業所			" イタプア 県アルト・ パラナ移 住地	アルト・パラナ移 住地
		イグアス ー事業所			" アルト・ パラナ県 イグアス ー移住地	イグアスー移 住地
			パラグ アイ農業 試験場		" "	
ブエノス・ア イレズ支部		ガルアベ ー事業所			アルゼンティ ン国ミシ オネス州 ガルアベ ー移住地	ガルアベー移 住地
		アンデス 移住所			" メンドサ 州アンデ ス移住地	アンデス移 住地
サンタ・クル ス支部		サンフ アン支所			ボリビア国サン タ・クルス サンフ アン移住地	サンフアン移 住地
					" "	
		オキナワ 移住所			" "	オキナワ第1、第2、 第3移住地
			ヌエバ ・エス ペラン 支所		" "	

附 則

この達は、制定の日から施行する。

国際協力事業団海外事務所組織細則の一部を改正する違を次のとおり定める。

昭和56年10月1日

国際協力事業団
 総裁 有田 圭 輔

国協達第31号

国際協力事業団海外事務所組織細則の一部を改正する違

国際協力事業団海外事務所組織細則（昭和50年国協達第6号）の一部を次のように改正する。

第12条中「支所（マナオス支所を除く。）」を「支所（クリチバ支所及びマナオス支所を除く。）」に改める。

第13条中「マナオス支所」を「クリチバ支所及びマナオス支所」に改める。

別表中

管轄 海外事務所	名 称				位 置	分 担 地 域
	支 所	事 業 所	農業総合 試験場	試験農場		
サン・パウロ 支部		バルゼア・ アレグレ事 業所			ブラジル国マツト・ グロツソ州、バル ゼア・アレグレ移 住地	バルゼア・アレグ レ移住地

」を

管轄 海外事務所	名 称				位 置	分 担 地 域
	支 所	事 業 所	農業総合 試験場	試験農場		
サン・パウロ 支部	クリチバ 支所				ブラジル国パラナ 州クリチバ市	パラナ州
		バルゼア・ アレグレ事 業所			ブラジル国マツト・ グロツソ州、バル ゼア・アレグレ移 住地	バルゼア・アレグ レ移住地

に改める。

附 則

この違は、制定の日から施行する。

昭和56年1月30日
通達(企)第3号

関係各部長
海外事務所長 殿

総 裁

現地業務費から支給する専門家の任国内
出張旅費の定額について

専門家の任国内出張旅費を現地業務費から支給する場合の日当及び宿泊料の額は、長期派遣専門家について任国及び等級に関係なく一律下記の定額によることとし、昭和56年4月1日から適用することとするので、管下職員及び専門家に周知されたい。

ただし、特別の事情がある場合は、定額の範囲内で総裁の承認を得て別の取扱いをすることができる。

また、短期派遣専門家であつても、任地に定着して勤務する等長期派遣専門家に準ずる派遣形態の専門家であつて、任国内の出張につき派遣旅費とは別途現地業務費から日当・宿泊料を支給することが適当と認められる場合の日当・宿泊料の額は、上記に準ずるものとする。

なお、「現地業務費から支給する専門家の任国内出張旅費の定額について」(昭和51年通達(総)第28号)は廃止する。

記

日 当	/日当たり	2,900円
宿 泊 料	/夜当たり	8,800円

農計共 第7-2号
昭和56年7月3日

関係海外事務所の長 殿

農林水産計画調査部長

普及効果測定調査費の執行について

昭和56年度予算において、(項)農林業協力費、(目)普及効果測定調査費が認められたことに伴い、同予算の執行に関し、別紙のとおり事務実施要領を定めたので、通知する。

なお、昭和56年度の本調査の実施は、バングラデシュ農業普及プロジェクト及びタイ・カセサート大学農業普及・機械化プロジェクトを予定しているので、念のため申し添える。

添付：普及効果測定調査事業事務実施要領 / 部

以 上

普及効果測定調査事業事務実施要領

1. 趣 旨

この要領は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が行う普及効果測定調査事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 事業目的、内容等

(1) 目 的

この事業は、プロジェクトの的確な効果測定及び普及すべき技術の確立に資するため、農家等の経営状況、収穫状況等を調査し、比較検討等の基礎データを収集整理することを目的とする。

(2) 調査方法

日本人専門家の指導の下にカウンターパート等が調査票に基づき面接調査を行う。

(3) 調査内容及び調査票

調査内容は、プロジェクトの業務内容等に即し、プロジェクト毎に決定し、調査票は現地において作成するものとする。

(4) 調査対象農家等

イ. 普及対象地域及び周辺地域から各々必要な戸数をほぼ

同数選定する。

ロ. 調査対象農家等の選定に当たっては、経営規模、経営形態等を勘案し、階層区分を行い、各階層から等しく平均的農家を選定する。

3. 事業実施手続

この事業の実施を希望するプロジェクト・リーダーは、別紙様式による申請書を海外事務所を経由して（海外事務所が設置されていない国にあつては直接。以下同じ。）担当部長あて提出するものとする。

担当部長は、申請書を審査し、相当と認める場合は、予算の範囲内で支給額を決定し、海外事務所を経由してプロジェクト・リーダーあて通知するものとする。

4. 経費の種類及び使途

普及効果測定調査費の種類及び使途は次のとおりとする。

種 類	支出費目	使 途
1. 農家現地調査費		
(1) 調査費	イ. 現地調査員俸上費	農家面接調査に必要な補助者を雇用するための経費
	ロ. 現地調査交通費	専門家及びカウンターパート等が農家面接調査を行うために必要な交通費
(2) 謝金	調査協力農家謝金	調査に協力した農家に謝礼するための経費
2. 調査集計費	俸上費	調査結果の集計資料作成等に必要な補助者を雇用するための経費
3. 報告書作成費	印刷製本費	調査結果報告書及び調査票の印刷に必要な経費

5. 支給及び会計事務処理

(1) 普及効果測定調査費は、「会計細則において指定する会計役以外の者に会計役の職務を行わせる場合の取扱いについて」（昭和55年通達(経)第45号）の規定に基づき、海外事務所の契約担当役又は会計役（海外事務所が設置されていない国にあつては総裁）から会計役の職務を委嘱された者（以下「臨時会計役」という。）に支給するものとする。

(2) 臨時会計役は、普及効果測定調査費の支給を受けた場合は、当該費用に係る銀行口座を開設し、他の前渡金と区分して適正に経理するものとする。

6. 報 告

臨時会計役は、事業終了後速やかに事業報告書（調査結果を収集・整理し、総合的にとりまとめたもの）を海外事務所を経由して担当部長あて提出し、会計報告書を海外事務所の契約担当役又は会計役（海外事務所が設置されていない国にあつては総裁）あて提出するものとする。

昭和 年度普及効果測定調査事業申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

部長 殿

プロジェクト・リーダー

1. 調査目的
2. 主要調査項目
3. 調査実施者

担当専門家氏名	担当カウンターパート氏名

4. 調査実施時期及び回数

5. 調査対象農家

普及対象地域				周辺地域			
村落名	農家数	調査農家数	抽出率	村落名	農家数	調査農家数	抽出率
	戸	戸	%		戸	戸	%
合計				合計			

6. 所要経費

	金額	積算基礎
1. 農家現地調査費		
(1) 調査費		
イ. 現地調査員旅上費		
ロ. 現地調査交通費		
(2) 謝金		
調査協力農家謝金		
2. 調査集計費		
備上費		
3. 報告書作成費		
印刷製本費		
合計		

添付：1. 調査票（案）

2. 調査対象地域の地図（図中に、プロジェクト事務所、普及対象地域、調査対象村落、相手国政府の主要機関等を図示すること。）

以上

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和56年1月22日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第2号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

在 勤 基 本 手 当

別表第1 (1) 一般専門家 56.2.1 より適用(単位:円)

任 国	専門家の号	持 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号		
		1	2	1	2	1	2			1	2			
												1	2	
ア ジ ア	バングラデシ	472,000	408,300	397,900	387,500	377,100	366,800	344,900	323,100	302,300	281,600	265,300	249,100	
	ブーケン	448,000	380,600	370,700	360,800	350,800	340,900	320,200	299,500	279,600	259,800	244,800	229,700	
	ビブルマ	392,000	337,100	328,000	319,000	310,000	300,900	282,400	263,900	245,800	227,800	214,600	201,300	
	カンボディア	440,000	377,000	367,500	358,000	348,600	339,100	319,000	299,000	280,000	261,100	246,000	231,000	
	インドネシア	360,000	303,700	300,400	292,200	284,000	275,700	258,800	241,800	225,300	208,800	196,700	184,600	
	韓国	448,000	387,100	376,300	365,400	354,600	343,800	321,900	300,000	278,400	256,700	241,600	226,600	
	ラオス	416,000	356,300	346,400	336,400	326,500	316,600	296,500	276,400	256,500	236,700	222,800	209,000	
	マレーシア	480,000	411,900	401,100	390,200	379,400	368,600	346,100	323,600	301,900	280,200	264,000	247,700	
	モルディブ	400,000	340,600	331,100	321,600	312,200	302,700	283,500	264,300	245,300	226,400	213,100	199,900	
	ネパール	392,000	333,700	325,100	316,600	308,000	299,400	281,400	263,400	246,200	229,100	215,800	202,600	
	パキスタン	448,000	380,600	370,700	360,800	350,800	340,900	320,200	299,500	279,600	259,800	244,800	229,700	
	フィリピン	392,000	337,100	328,000	319,000	310,000	300,900	282,400	263,900	245,800	227,800	214,600	201,300	
	シンガポール	368,000	313,000	304,000	294,900	285,900	276,800	258,800	240,800	222,700	205,000	192,600	180,600	
	スリランカ	408,000	344,300	334,400	324,400	314,500	304,600	284,700	264,800	245,000	225,200	211,900	198,700	
	タイ	328,000	278,000	270,400	262,700	255,100	247,400	231,800	216,200	200,800	185,500	174,700	163,900	
	タイ	384,000	325,000	316,000	306,900	297,900	288,800	270,600	252,300	234,200	216,200	203,600	190,900	
	タイ	488,000	420,500	410,100	399,800	389,400	379,000	356,800	334,600	313,800	293,100	276,400	259,600	
	中 近 東	アフガニスタン	616,000	521,400	507,400	493,400	479,500	465,500	436,600	407,800	379,800	351,800	331,400	310,900
		アルジェリア	496,000	418,900	407,200	395,400	383,700	372,000	348,200	324,500	301,000	277,600	261,300	245,100
		バハレーン	528,000	455,300	443,600	431,800	420,100	408,400	383,800	359,200	335,800	312,300	294,200	276,200
エジプト		448,000	384,000	373,600	363,200	352,800	342,400	321,200	300,000	279,200	258,400	243,400	228,400	
イラン		496,000	418,900	407,200	395,400	383,700	372,000	348,200	324,500	301,000	277,600	261,300	245,100	
イラク		504,000	427,500	416,200	404,900	393,600	382,400	359,000	335,600	313,000	290,400	273,600	256,800	
イスラエル		416,000	356,300	346,400	336,400	326,500	316,600	296,500	276,400	256,500	236,700	222,800	209,000	
ジョルダン		472,000	399,600	388,800	378,000	367,200	356,400	334,200	312,000	290,400	268,700	253,000	237,400	
クウェイト		528,000	455,300	443,600	431,800	420,100	408,400	383,800	359,200	335,800	312,300	294,200	276,200	
レバノン		512,000	434,500	422,300	410,100	397,900	385,700	361,100	336,500	312,200	287,800	271,000	254,100	
リビア		504,000	427,500	416,200	404,900	393,600	382,400	359,000	335,600	313,000	290,400	273,600	256,800	
モロッコ		440,000	371,900	361,500	351,100	340,700	330,400	309,400	288,400	267,600	246,800	232,400	218,000	
オマーン		560,000	483,200	471,000	458,800	446,600	434,400	408,600	382,800	358,400	334,000	314,900	295,800	
カタール		560,000	483,200	471,000	458,800	446,600	434,400	408,600	382,800	358,400	334,000	314,900	295,800	
サウディ・アラビア		560,000	483,200	471,000	458,800	446,600	434,400	408,600	382,800	358,400	334,000	314,900	295,800	
スーダン		528,000	451,800	440,500	429,200	418,000	406,700	382,700	358,700	336,100	313,600	295,600	277,700	
シリア		416,000	357,100	347,100	337,100	327,100	317,200	297,000	276,900	257,000	237,100	223,200	209,300	
チュニジア		400,000	340,600	331,100	321,600	312,200	302,700	283,500	264,300	245,300	226,400	213,100	199,900	
トルコ		440,000	371,900	361,500	351,100	340,700	330,400	309,400	288,400	267,600	246,800	232,400	218,000	
イエメン		560,000	483,200	471,000	458,800	446,600	434,400	408,600	382,800	358,400	334,000	314,900	295,800	
南イエメン	560,000	483,200	471,000	458,800	446,600	434,400	408,600	382,800	358,400	334,000	314,900	295,800		
アラブ首長国連邦	560,000	483,200	471,000	458,800	446,600	434,400	408,600	382,800	358,400	334,000	314,900	295,800		
ア フ リ カ	ボツワナ	448,000	384,000	373,600	363,200	352,800	342,400	321,200	300,000	279,200	258,400	243,400	228,400	
	ブルンジ	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400	
	カメルーン	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400	
	中央アフリカ	584,000	498,800	486,200	473,600	460,900	448,300	421,600	394,800	369,600	344,300	324,600	304,800	
	チャド	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400	
	コンゴ	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400	
	赤道ギニア	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400	
	エチオピア	552,000	470,900	458,700	446,500	434,300	422,100	396,700	371,200	346,900	322,500	303,900	285,200	
	ガボン	584,000	498,800	486,200	473,600	460,900	448,300	421,600	394,800	369,600	344,300	324,600	304,800	
	ガナ	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400	
	ガーナ	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400	
	ギニア	696,000	592,700	577,300	562,000	546,600	531,200	499,100	467,000	436,300	405,600	382,300	358,900	
	ギニア	560,000	483,200	471,000	458,800	446,600	434,400	408,600	382,800	358,400	334,000	314,900	295,800	
	象牙海岸	608,000	517,900	504,300	490,800	477,300	463,700	435,600	407,400	380,300	353,200	332,800	312,400	
	ケニア	456,000	387,600	376,700	365,900	355,100	344,300	322,400	300,400	278,800	257,100	242,000	227,000	
	レソト	448,000	384,000	373,600	363,200	352,800	342,400	321,200	300,000	279,200	258,400	243,400	228,400	
	リベリア	504,000	436,200	425,400	414,600	403,700	392,900	369,800	346,700	325,000	303,300	286,000	268,700	
	マダガスカル	448,000	384,000	373,600	363,200	352,800	342,400	321,200	300,000	279,200	258,400	243,400	228,400	

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号 4 号	5 号		6 号																																																						
	マラウイ	リ	ニア	ス	ル	セネガル	シエラ・レオネ	ソマリ		南アフリカ	スワジランド	タンザニア	トゴ	ウガンダ	上ヴォルタ	ザンビア	アルゼンチン	バルバドス	ボリヴェリア	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタ・リカ	キューバ	ドミニカ共和国	エクアドル	エル・サルヴァドル	グアテマラ	ガイアナ	ハイチ	ホンデュラス	ジャマイカ	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	スリナム	トリニダード・トバゴ	ウルグアイ	ヴェネズエラ	オーストラリア	フィジー	キリバス	ナウル	バプアニューギニア	ソロモン諸島	トンガ	西サモア	オーストリア	イタリア	マルタ	スイス	ユーゴスラヴィア	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
アフリカ	464,000	396,200	385,800	375,400	365,100	354,700	333,100	311,500	290,700	270,000	254,300	238,700																																																						
マラウイ	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400																																																						
モーリタニア	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400																																																						
モーリシャス	448,000	384,000	373,600	363,200	352,800	342,400	321,200	300,000	279,200	258,400	243,400	228,400																																																						
ニジェール	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400																																																						
ナイジェリア	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400																																																						
ルワンダ	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400																																																						
セネガル	488,000	415,200	404,000	392,700	381,400	370,100	347,100	324,000	301,500	278,900	262,700	246,400																																																						
シエラ・レオネ	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400																																																						
ソマリ	552,000	470,900	458,700	446,500	434,300	422,100	396,700	371,200	346,900	322,500	303,900	285,200																																																						
南アフリカ	424,000	359,900	349,500	339,100	328,700	318,400	297,600	276,800	256,100	235,300	221,500	207,600																																																						
スワジランド	448,000	384,000	373,600	363,200	352,800	342,400	321,200	300,000	279,200	258,400	243,400	228,400																																																						
タンザニア	440,000	377,000	367,500	358,000	348,600	339,100	319,000	299,000	280,000	261,100	246,000	231,000																																																						
トゴ	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400																																																						
ウガンダ	464,000	396,200	385,800	375,400	365,100	354,700	333,100	311,500	290,700	270,000	254,300	238,700																																																						
上ヴォルタ	640,000	549,100	534,600	520,200	505,800	491,300	461,400	431,400	402,500	373,600	352,000	330,400																																																						
ザンビア	696,000	592,700	577,300	562,000	546,600	531,200	499,100	467,000	436,300	405,600	382,300	358,900																																																						
アルゼンチン	464,000	396,200	385,800	375,400	365,100	354,700	333,100	311,500	290,700	270,000	254,300	238,700																																																						
バルバドス	632,000	532,000	516,700	501,300	486,000	470,600	439,900	409,200	378,600	347,900	327,400	306,900																																																						
ボリヴェリア	352,000	317,500	310,300	303,200	296,100	288,900	271,100	253,300	236,000	218,700	206,000	193,200																																																						
ブラジル	416,000	361,400	352,400	343,300	334,300	325,200	306,100	287,000	269,000	250,900	236,500	222,000																																																						
チリ	360,000	309,400	300,800	292,200	283,700	275,100	257,700	240,800	223,100	206,000	193,900	181,900																																																						
コロンビア	464,000	396,200	385,800	375,400	365,100	354,700	333,100	311,500	290,700	270,000	254,300	238,700																																																						
コスタ・リカ	416,000	356,300	346,400	336,400	326,500	316,600	296,500	276,400	256,500	236,700	222,800	209,000																																																						
キューバ	368,000	313,000	304,000	294,900	285,900	276,800	258,800	240,800	222,700	204,700	192,600	180,600																																																						
ドミニカ共和国	472,000	399,600	388,800	378,000	367,200	356,400	334,200	312,000	290,400	268,700	253,000	237,400																																																						
エクアドル	384,000	328,600	319,100	309,600	300,200	290,700	271,700	252,800	233,800	214,800	202,200	189,600																																																						
エル・サルヴァドル	376,000	321,500	312,900	304,300	295,700	287,200	269,500	251,900	234,700	217,600	204,900	192,300																																																						
グアテマラ	384,000	328,600	319,100	309,600	300,200	290,700	271,700	252,800	233,800	214,800	202,200	189,600																																																						
ガイアナ	376,000	321,500	312,900	304,300	295,700	287,200	269,500	251,900	234,700	217,600	204,900	192,300																																																						
ハイチ	408,000	349,300	340,300	331,200	322,200	313,200	294,300	275,400	257,400	239,300	225,500	211,600																																																						
ホンデュラス	344,000	293,600	285,500	277,400	269,300	261,200	244,700	228,200	212,000	195,700	184,300	172,800																																																						
ジャマイカ	368,000	317,500	310,300	303,200	296,100	288,900	271,100	253,300	236,000	218,700	206,000	193,200																																																						
メキシコ	328,000	281,600	273,500	265,400	257,300	249,200	232,900	216,700	200,400	184,200	173,400	162,500																																																						
ニカラグア	432,000	368,400	358,400	348,500	338,600	328,700	308,300	288,000	268,100	248,300	233,800	219,400																																																						
パナマ	344,000	293,600	285,500	277,400	269,300	261,200	244,700	228,200	212,000	195,700	184,300	172,800																																																						
パラグアイ	440,000	371,900	361,500	351,100	340,700	330,400	309,400	288,400	267,600	246,800	232,400	218,000																																																						
ペルー	336,000	300,500	291,800	283,200	274,500	265,800	248,500	231,200	213,800	196,500	185,000	173,400																																																						
スリナム	416,000	352,700	343,200	333,700	324,200	314,800	295,300	275,900	256,900	238,000	224,100	210,300																																																						
トリニダード・トバゴ	432,000	368,400	358,400	348,500	338,600	328,700	308,300	288,000	268,100	248,300	233,800	219,400																																																						
ウルグアイ	440,000	375,600	364,700	353,900	343,100	332,300	310,600	288,900	267,200	245,600	231,100	216,700																																																						
ヴェネズエラ	464,000	391,200	379,900	368,600	357,300	346,000	323,500	300,900	278,400	255,800	240,800	225,700																																																						
オーストラリア	408,000	344,300	334,400	324,400	314,500	304,600	284,700	264,800	245,000	225,200	211,900	198,700																																																						
フィジー	472,000	399,600	388,800	378,000	367,200	356,400	334,200	312,000	290,400	268,700	253,000	237,400																																																						
キリバス	496,000	424,000	413,100	402,300	391,500	380,700	357,900	335,200	313,500	291,800	275,000	258,100																																																						
ナウル	472,000	399,600	388,800	378,000	367,200	356,400	334,200	312,000	290,400	268,700	253,000	237,400																																																						
バプアニューギニア	496,000	424,000	413,100	402,300	391,500	380,700	357,900	335,200	313,500	291,800	275,000	258,100																																																						
ソロモン諸島	496,000	424,000	413,100	402,300	391,500	380,700	357,900	335,200	313,500	291,800	275,000	258,100																																																						
トンガ	472,000	399,600	388,800	378,000	367,200	356,400	334,200	312,000	290,400	268,700	253,000	237,400																																																						
西サモア	472,000	399,600	388,800	378,000	367,200	356,400	334,200	312,000	290,400	268,700	253,000	237,400																																																						
オーストリア	520,000	438,200	425,600	412,900	400,800	387,600	362,400	337,100	311,800	286,500	269,700	252,800																																																						
イタリア	440,000	375,600	364,700	353,900	343,100	332,300	310,600	288,900	267,200	245,600	231,100	216,700																																																						
マルタ	440,000	375,600	364,700	353,900	343,100	332,300	310,600	288,900	267,200	245,600	231,100	216,700																																																						
スイス	592,000	500,700	486,200	471,800	457,400	442,900	414,000	385,200	356,300	327,400	308,200	288,900																																																						
ユーゴスラヴィア	520,000	438,200	425,600	412,900	400,800	387,600	362,400	337,100	311,800	286,500	269,700	252,800																																																						

(2) 医療専門家

56.2.1より適用(単位:円)

国籍	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
ア ジ ア	バンダラヂン	590,000	510,300	497,400	484,400	471,400	458,400	431,100	403,800	377,900	351,900	331,600	311,300	
	ブーランド	560,000	475,700	463,300	450,900	438,500	426,100	400,200	374,300	349,500	324,700	305,900	287,100	
	カンボディア	490,000	421,300	410,000	398,700	387,400	376,100	353,000	329,800	307,300	284,700	268,200	251,600	
	インドネシア	550,000	471,200	459,400	447,500	435,700	423,800	398,800	373,700	350,000	326,300	307,500	288,700	
	韓国	450,000	385,800	375,500	365,200	354,900	344,600	323,400	302,200	281,600	261,000	245,900	230,700	
	ラオス	560,000	483,800	470,300	456,800	443,300	429,700	402,400	375,000	347,900	320,800	302,000	283,200	
	マレーシア	520,000	445,300	432,900	420,500	408,100	395,700	370,600	345,400	320,600	295,800	278,500	261,200	
	モルディブ	600,000	514,800	501,300	487,800	474,300	460,700	432,600	404,400	377,300	350,200	329,900	309,600	
	ネパール	500,000	425,700	413,900	402,000	390,200	378,300	354,300	330,300	306,600	282,900	266,400	249,800	
	パキスタン	490,000	417,100	406,400	395,700	385,000	374,200	351,700	329,200	307,800	286,300	269,800	253,200	
	フィリピン	510,000	430,300	417,900	405,500	393,100	380,700	355,900	331,000	306,200	281,400	264,900	248,300	
	シンガポール	410,000	347,500	338,000	328,400	318,800	309,200	289,700	270,200	251,000	231,800	218,300	204,800	
	スリランカ	480,000	406,200	394,900	383,600	372,300	361,000	338,200	315,300	292,800	270,200	254,400	238,600	
	タイ	610,000	525,600	512,700	499,700	486,700	473,700	446,000	418,200	392,300	366,300	345,400	324,500	
	ヴェトナム	770,000	651,700	634,300	616,800	599,300	581,800	545,800	509,700	474,700	439,700	414,200	388,600	
	アフガニスタン	620,000	523,600	509,000	494,300	479,600	464,900	435,300	405,600	376,300	346,900	326,600	306,300	
	アルジェリア	660,000	569,100	554,500	539,800	525,100	510,400	479,700	449,000	419,700	390,300	367,800	345,200	
	バングラデシュ	560,000	479,900	467,000	454,000	441,000	428,000	401,500	375,000	349,000	323,000	304,200	285,400	
	インドネシア	620,000	523,600	509,000	494,300	479,600	464,900	435,300	405,600	376,300	346,900	326,600	306,300	
	イラン	630,000	534,300	520,200	506,100	492,000	477,900	448,700	419,400	391,200	363,000	342,000	320,900	
イスラエル	520,000	445,300	432,900	420,500	408,100	395,700	370,600	345,400	320,600	295,800	278,500	261,200		
ジョージア	590,000	499,500	486,000	472,500	459,000	445,400	417,700	390,000	362,900	335,800	316,300	296,700		
クウェート	660,000	569,100	554,500	539,800	525,100	510,400	479,700	449,000	419,700	390,300	367,800	345,200		
レバノン	640,000	543,100	527,900	512,600	497,400	482,100	451,400	420,600	390,200	359,700	338,700	317,600		
リビア	630,000	534,300	520,200	506,100	492,000	477,900	448,700	419,400	391,200	363,000	342,000	320,900		
モロッコ	550,000	464,800	451,900	438,900	425,900	412,900	386,700	360,400	334,500	308,500	290,500	272,400		
オマーン	700,000	603,900	588,700	573,400	558,200	542,900	510,700	478,400	448,000	417,500	393,600	369,700		
カタール	700,000	603,900	588,700	573,400	558,200	542,900	510,700	478,400	448,000	417,500	393,600	369,700		
サウジアラビア	700,000	603,900	588,700	573,400	558,200	542,900	510,700	478,400	448,000	417,500	393,600	369,700		
スーダン	660,000	564,700	550,600	536,500	522,400	508,300	478,300	448,300	420,100	391,900	369,500	347,100		
シリア	520,000	446,300	433,900	421,400	408,900	396,400	371,300	346,100	321,200	296,300	279,900	261,600		
チュニジア	500,000	425,700	413,900	402,000	390,200	378,300	354,300	330,300	306,600	282,900	266,400	249,800		
トルコ	550,000	464,800	451,900	438,900	425,900	412,900	386,700	360,400	334,500	308,500	290,500	272,400		
イエメン	700,000	603,900	588,700	573,400	558,200	542,900	510,700	478,400	448,000	417,500	393,600	369,700		
南イエメン	700,000	603,900	588,700	573,400	558,200	542,900	510,700	478,400	448,000	417,500	393,600	369,700		
アラブ首長国連邦	700,000	603,900	588,700	573,400	558,200	542,900	510,700	478,400	448,000	417,500	393,600	369,700		
ア フ リ カ	ボツワナ	560,000	479,900	467,000	454,000	441,000	428,000	401,500	374,900	349,000	323,000	304,200	285,400	
	ブルンジ	800,000	686,300	668,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900	
	カメルーン	800,000	686,300	668,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900	
	中央アフリカ	730,000	623,500	607,700	591,900	576,100	560,300	526,900	493,500	461,900	430,300	405,700	381,000	
	チャド	800,000	686,300	668,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900	
	コンゴ	800,000	686,300	668,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900	
	赤道ギニア	800,000	686,300	668,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900	
	エトピア	690,000	588,600	573,400	558,100	542,900	527,600	495,800	461,000	433,600	403,100	379,800	356,500	
	ガボン	730,000	623,500	607,700	591,900	576,100	560,300	526,900	493,500	461,900	430,300	405,700	381,000	
	ガナ	800,000	686,300	668,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900	
	ガーナ	870,000	740,800	721,600	702,400	683,200	664,000	623,900	583,700	545,400	507,000	477,800	448,600	
	ギニア	700,000	603,900	588,700	573,400	558,200	542,900	510,700	478,400	448,000	417,500	393,600	369,700	
	象牙海岸	760,000	647,300	630,400	613,500	596,600	579,600	544,400	509,200	475,400	441,500	416,000	390,400	
	ケニア	570,000	484,400	470,900	457,400	443,900	430,300	402,900	375,500	348,400	321,300	302,500	283,700	
	レソト	560,000	479,900	467,000	454,000	441,000	428,000	401,500	374,900	349,000	323,000	304,200	285,400	
	リベリア	630,000	545,200	531,700	518,200	504,700	491,100	462,200	433,300	406,200	379,100	357,500	335,800	
	マダガスカル	560,000	479,900	467,000	454,000	441,000	428,000	401,500	374,900	349,000	323,000	304,200	285,400	

任 題	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号		4 号		5 号		6 号		
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	
アフリカ	マラウイ	495,200	482,300	469,300	456,300	443,300	416,300	389,300	363,400	337,400	317,900	298,300					
	マリ	800,000	686,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900					
	モーリタニア	800,000	686,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900					
	モーリシャス	560,000	479,900	467,000	441,000	428,000	401,500	374,900	349,000	323,000	304,200	285,400					
	ニジェール	800,000	686,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900					
	ナイジェリア	800,000	686,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900					
	ルワンダ	800,000	686,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900					
	セネガル	610,000	519,000	504,900	490,800	476,700	462,600	433,800	405,000	376,800	348,600	328,300	308,000				
	シエラ・レオネ	800,000	686,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900					
	ソマリア	690,000	588,600	573,400	558,100	542,900	527,600	495,800	464,000	433,600	403,100	379,800	356,500				
	南アフリカ	530,000	449,800	436,900	423,900	410,900	397,900	372,000	346,000	320,100	294,100	276,800	259,500				
	スワジランド	560,000	479,900	467,000	454,000	441,000	428,000	401,500	374,900	349,000	323,000	304,200	285,400				
	タンザニア	550,000	471,200	459,400	447,500	435,700	423,800	398,800	373,700	350,000	326,300	307,500	288,700				
	トゴ	800,000	686,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900					
	ウガンダ	580,000	495,200	482,300	469,300	456,300	443,300	416,300	389,300	363,400	337,400	317,900	298,300				
	上ヴォルタ	800,000	686,300	650,200	632,200	614,100	576,700	539,200	503,100	467,000	440,000	412,900					
	ザンビア	870,000	740,800	721,600	702,400	683,200	664,000	623,900	583,700	545,400	507,000	477,800	448,600				
	ザンビア	580,000	495,200	482,300	469,300	456,300	443,300	416,300	389,300	363,400	337,400	317,900	298,300				
	中南米	アルゼンティン	790,000	665,000	645,800	626,600	607,400	588,200	549,900	511,500	473,200	434,800	409,200	389,600			
		バルバドス	440,000	396,800	387,900	379,000	370,100	361,100	338,900	316,600	295,000	273,300	257,400	241,500			
ボリビア		520,000	451,700	440,400	429,100	417,800	406,500	382,600	358,700	336,200	313,600	295,600	277,500				
ブラジル		450,000	386,700	376,000	365,300	354,600	343,800	322,100	300,300	278,900	257,400	242,400	227,300				
チリ		580,000	488,900	474,800	460,700	446,600	432,500	404,300	376,100	347,900	319,700	300,900	282,100				
コロンビア		520,000	445,300	432,900	420,500	408,100	395,700	370,600	345,400	320,600	295,800	278,500	261,200				
コスタ・リカ		460,000	391,200	379,900	368,600	357,300	346,000	323,500	300,900	278,400	255,800	240,800	225,700				
キューバ		590,000	499,500	486,000	472,500	459,000	445,400	417,700	390,000	362,900	335,800	316,300	296,700				
ドミニカ共和国		480,000	410,700	398,900	387,000	375,200	363,300	339,600	315,900	292,200	268,500	252,700	236,900				
エクアドル		470,000	401,800	391,100	380,400	369,700	358,900	336,900	314,800	293,400	271,900	256,100	240,300				
エルサルバドル		480,000	410,700	398,900	387,000	375,200	363,300	339,600	315,900	292,200	268,500	252,700	236,900				
グアテマラ		480,000	406,200	394,900	383,600	372,300	361,000	338,200	315,300	292,800	270,200	254,400	238,600				
ガイアナ		470,000	401,800	391,100	380,400	369,700	358,900	336,900	314,800	293,400	271,900	256,100	240,300				
ハイチ		510,000	436,600	425,300	414,000	402,700	391,400	367,800	344,200	321,700	299,100	281,800	264,500				
ホンデュラス		430,000	367,000	356,900	346,700	336,600	326,400	305,800	285,200	264,900	244,600	230,300	216,000				
ジャマイカ		460,000	396,800	387,900	379,000	370,100	361,100	338,900	316,600	295,000	273,300	257,400	241,500				
メキシコ		410,000	352,000	341,900	331,700	321,600	311,400	291,100	270,800	250,500	230,200	216,700	203,100				
ニカラグア		540,000	460,400	448,000	435,600	423,200	410,800	385,400	359,900	335,100	310,300	292,300	274,200				
パナマ		430,000	367,000	356,900	346,700	336,600	326,400	305,800	285,200	264,900	244,600	230,300	216,000				
パラグアイ		550,000	464,800	451,900	438,900	425,900	412,900	386,700	360,400	334,500	308,500	290,500	272,400				
ペルー	420,000	375,600	364,800	353,900	343,100	332,200	310,600	288,900	267,300	245,600	231,200	216,700					
スリナム	520,000	440,800	429,000	417,100	405,300	393,400	369,100	344,800	321,100	297,400	280,100	262,800					
トリニダード・トバゴ	540,000	460,400	448,000	435,600	423,200	410,800	385,400	359,900	335,100	310,300	292,300	274,200					
ウルグアイ	550,000	469,400	455,900	442,400	428,900	415,300	388,200	361,100	334,000	306,900	288,900	270,800					
ヴェネズエラ	580,000	488,900	474,800	460,700	446,600	432,500	404,300	376,100	347,900	319,700	300,900	282,100					
大洋州	オーストラリア	510,000	430,300	417,900	405,500	393,100	380,700	355,900	331,000	306,200	281,400	264,900	248,300				
	フィジー	590,000	499,500	486,000	472,500	459,000	445,400	417,700	390,000	362,900	335,800	316,300	296,700				
	キリバシ	620,000	529,900	516,400	502,900	489,400	475,800	447,400	418,900	391,800	364,700	343,700	322,600				
	ナウル	590,000	499,500	486,000	472,500	459,000	445,400	417,700	390,000	362,900	335,800	316,300	296,700				
	バプア・ニューギニア	620,000	529,900	516,400	502,900	489,400	475,800	447,400	418,900	391,800	364,700	343,700	322,600				
	ソロモン諸島	620,000	529,900	516,400	502,900	489,400	475,800	447,400	418,900	391,800	364,700	343,700	322,600				
	トンガ	590,000	499,500	486,000	472,500	459,000	445,400	417,700	390,000	362,900	335,800	316,300	296,700				
	西サモア	590,000	499,500	486,000	472,500	459,000	445,400	417,700	390,000	362,900	335,800	316,300	296,700				
	オーストリア	650,000	547,700	531,900	516,100	500,300	484,500	452,900	421,300	389,700	358,100	337,100	316,000				
	イタリア	550,000	469,400	455,900	442,400	428,900	415,300	388,200	361,100	334,000	306,900	288,900	270,800				
欧	マールタ	550,000	469,400	455,900	442,400	428,900	415,300	388,200	361,100	334,000	306,900	288,900	270,800				
	スイス	740,000	625,800	607,800	589,700	571,700	553,600	517,500	481,400	445,300	409,200	385,200	361,100				
	ユーゴスラヴィア	650,000	547,700	531,900	516,100	500,300	484,500	452,900	421,300	389,700	358,100	337,100	316,000				

附 則

この達は、昭和56年2月1日から施行する。

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和56年4月13日

国際協力事業団

総裁 有田圭輔

国協達第19号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

住居手当限度額

56.4.1より適用(単位:米ドル)

任 国	専門家の号	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
		1	2	1	2	1	2			1	2		
アジア	バングラデシュ	1,163	904	864	824	783	743	694	646	598	549	549	549
	ブータン	412	320	306	292	278	264	246	229	212	195	195	195
	ビルマ	892	694	663	632	601	570	533	496	458	421	421	421
	カンボディア	634	493	471	449	427	405	379	352	326	300	300	300
	中華人民共和国	1,046	814	777	741	705	668	625	581	538	494	494	494
	インド	856	666	636	606	577	547	511	476	440	404	404	404
	インドネシア	1,505	1,171	1,119	1,066	1,014	962	899	836	774	711	711	711
	韓国	940	732	699	666	634	601	562	523	484	444	444	444
	ラオス	1,158	901	861	821	781	740	692	644	596	548	548	548
	マレーシア	1,258	979	935	891	848	804	751	699	647	594	594	594
	モルディブ	412	320	306	292	278	264	246	229	212	195	195	195
	ネパール	522	406	388	370	351	333	312	290	268	247	247	247
	パキスタン	719	560	535	510	485	460	430	400	370	340	340	340
	フィリピン	1,537	1,196	1,142	1,089	1,035	982	918	854	790	726	726	726
	シンガポール	1,651	1,284	1,227	1,169	1,112	1,055	986	917	848	780	780	780
	スリランカ	1,377	1,072	1,024	976	928	880	823	765	708	651	651	651
	タイ	776	604	577	550	523	496	464	432	399	367	367	367
	ヴェトナム	636	494	472	450	428	406	380	353	327	300	300	300
	中近東	アフガニスタン	1,062	826	789	752	716	679	634	590	546	502	502
アルジェリア		4,897	3,808	3,638	3,467	3,297	3,127	2,924	2,721	2,517	2,312	2,312	2,312
バハレーン		868	675	645	614	584	554	518	482	446	410	410	410
エジプト		1,838	1,429	1,365	1,302	1,238	1,174	1,098	1,021	945	868	868	868
イラン		4,488	3,491	3,335	3,179	3,023	2,867	2,680	2,494	2,307	2,120	2,120	2,120
イスラエル		3,849	2,994	2,860	2,727	2,593	2,460	2,299	2,139	1,978	1,818	1,818	1,818
ヨルダン		945	735	702	669	636	604	564	525	486	447	447	447
クウェイト		4,391	3,416	3,263	3,111	2,958	2,806	2,623	2,440	2,257	2,074	2,074	2,074
レバノン		3,154	2,453	2,344	2,234	2,125	2,016	1,884	1,752	1,621	1,490	1,490	1,490
リビア		2,078	1,617	1,544	1,472	1,400	1,328	1,241	1,155	1,068	982	982	982
モロッコ		3,511	2,731	2,609	2,487	2,365	2,244	2,097	1,951	1,804	1,658	1,658	1,658
オマーン		1,404	1,092	1,043	994	946	897	838	780	722	663	663	663
カタール		5,245	4,080	3,897	3,715	3,533	3,351	3,132	2,914	2,696	2,477	2,477	2,477
サウディ・アラビア		4,492	4,492	4,292	4,092	3,891	3,691	3,450	3,209	2,968	2,728	2,728	2,728
スーダン		7,570	7,570	7,231	6,893	6,555	6,216	5,811	5,407	5,002	4,597	4,597	4,597
シリア		2,236	1,739	1,661	1,584	1,506	1,428	1,335	1,242	1,149	1,056	1,056	1,056
チュニジア		2,696	2,097	2,004	1,910	1,816	1,723	1,610	1,498	1,386	1,273	1,273	1,273
トルコ		1,357	1,055	1,008	961	914	867	811	754	698	641	641	641
イエメン		1,525	1,186	1,133	1,080	1,027	974	911	847	784	720	720	720
南イエメン	3,640	2,832	2,705	2,579	2,452	2,326	2,174	2,023	1,871	1,720	1,720	1,720	
アラブ首長国連邦	2,504	1,948	1,861	1,774	1,687	1,600	1,496	1,392	1,287	1,183	1,183	1,183	
アフリカ	ボツワナ	5,349	5,349	5,110	4,872	4,633	4,395	4,108	3,821	3,533	3,246	3,246	3,246
	ブルンジ	445	347	331	316	300	284	266	248	229	211	211	211
	カメルーン	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388
	中央アフリカ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388
	チャド	1,131	860	840	801	762	723	676	629	581	534	534	534
	コンゴ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388
	赤道ギニア	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388
	エチオピア	2,219	1,726	1,649	1,572	1,495	1,418	1,326	1,233	1,141	1,048	1,048	1,048
	ガボン	2,705	2,105	2,011	1,918	1,824	1,730	1,617	1,503	1,390	1,277	1,277	1,277
	ガンビア	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388
	ガーナ	1,564	1,216	1,162	1,108	1,054	1,000	934	869	804	739	739	739
	ギニア	3,448	2,682	2,562	2,442	2,323	2,203	2,059	1,916	1,772	1,628	1,628	1,628
	象牙海岸	3,827	2,976	2,843	2,710	2,577	2,445	2,286	2,126	1,967	1,808	1,808	1,808
	ケニア	1,867	1,452	1,387	1,322	1,257	1,192	1,115	1,037	960	882	882	882
	レソト	418	325	311	296	282	268	250	232	215	198	198	198

任 国	専門家番号		特 号		1 号		2 号		3 号		4 号		5 号		6 号		
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	
	専 門 家 の 号																
アフリカ	リベリア	1,044	812	776	740	704	668	624	580	537	493	493	493	493	493	493	
	マダガスカル	931	724	692	660	627	595	556	518	479	440	440	440	440	440	440	
	マラウイ	568	442	422	402	383	363	339	316	292	268	268	268	268	268	268	268
	マリ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	モーリタニア	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	モーリシャス	540	420	402	383	364	345	323	300	278	256	256	256	256	256	256	256
	ニジェール	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	ナイジェリア	8,572	6,667	6,369	6,072	5,774	5,476	5,119	4,762	4,405	4,048	4,048	4,048	4,048	4,048	4,048	4,048
	ルワンダ	1,026	798	763	727	692	656	613	570	528	485	485	485	485	485	485	485
	セネガル	1,494	1,162	1,110	1,058	1,006	954	892	830	768	706	706	706	706	706	706	706
	シエラレオネ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	ソマリア	594	462	441	421	400	380	355	330	305	280	280	280	280	280	280	280
	南アフリカ	796	619	591	564	536	508	475	442	409	376	376	376	376	376	376	376
	スワジランド	418	325	311	296	282	268	250	232	215	198	198	198	198	198	198	198
	タンザニア	476	370	354	337	321	304	284	264	245	225	225	225	225	225	225	225
	トゴ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	ウガンダ	508	396	378	360	343	325	304	283	262	240	240	240	240	240	240	240
	上ヴォルタ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	ザンビア	1,748	1,360	1,299	1,238	1,178	1,117	1,044	971	899	826	826	826	826	826	826	826
	ザンビア	3,923	3,052	2,915	2,779	2,643	2,507	2,343	2,180	2,016	1,852	1,852	1,852	1,852	1,852	1,852	1,852
中 南 米	アルゼンティン	2,517	1,958	1,871	1,783	1,696	1,608	1,504	1,399	1,294	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	
	バルバドス	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307	307	
	ボリヴェリア	961	748	714	681	647	614	574	534	494	454	454	454	454	454	454	454
	ブラジル	908	706	675	643	612	580	542	504	467	429	429	429	429	429	429	429
	チリ	1,220	949	907	864	822	780	729	678	627	576	576	576	576	576	576	576
	コロンビア	1,192	928	886	845	803	762	712	663	613	564	564	564	564	564	564	564
	コスタリカ	1,024	796	761	726	690	655	612	569	526	484	484	484	484	484	484	484
	キューバ	3,383	2,632	2,514	2,396	2,279	2,161	2,020	1,880	1,739	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598
	ドミニカ共和国	857	667	637	607	577	548	512	476	441	405	405	405	405	405	405	405
	エクアドル	692	538	514	490	466	442	413	384	356	327	327	327	327	327	327	327
	エルサルバドル	780	606	579	552	525	498	466	433	401	368	368	368	368	368	368	368
	グアテマラ	876	681	651	620	590	560	523	487	450	414	414	414	414	414	414	414
	ガイアナ	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307	307	307
	ハイチ	713	555	530	505	480	456	426	396	367	337	337	337	337	337	337	337
	ホンデュラス	755	588	561	535	509	483	451	420	388	356	356	356	356	356	356	356
	ジャマイカ	713	555	530	505	480	456	426	396	367	337	337	337	337	337	337	337
	メキシコ	1,178	916	876	835	794	753	704	655	606	556	556	556	556	556	556	556
	ニカラグア	1,379	1,072	1,025	977	929	881	824	766	708	651	651	651	651	651	651	651
	パナマ	1,072	834	797	760	722	685	640	596	551	506	506	506	506	506	506	506
	パラグアイ	1,066	829	792	755	718	681	637	592	548	504	504	504	504	504	504	504
ペルー	988	768	734	700	666	632	590	549	508	467	467	467	467	467	467	467	
スリナム	1,498	1,165	1,113	1,061	1,009	957	895	832	770	708	708	708	708	708	708	708	
トリニダード・トバゴ	1,835	1,428	1,364	1,300	1,236	1,172	1,096	1,020	943	867	867	867	867	867	867	867	
ウルグアイ	868	675	645	614	584	554	518	482	446	410	410	410	410	410	410	410	
ヴェネズエラ	2,920	2,271	2,169	2,068	1,967	1,865	1,744	1,622	1,500	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	
大 洋 州	オーストラリア	815	634	606	577	549	521	487	453	419	385	385	385	385	385	385	
	フィジー	991	771	736	702	668	633	592	551	510	468	468	468	468	468	468	
	キリバシ	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	275	275	275	
	ナウル	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	275	275	275	
	バヌア・ニューキニア	2,507	1,951	1,863	1,776	1,689	1,602	1,498	1,393	1,289	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
	ソロモン諸島	900	700	669	638	607	576	538	500	463	425	425	425	425	425	425	425
	トンガ	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	275	275	275	275
	西サモア	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	275	275	275	275
	オーストリア	1,547	1,203	1,149	1,095	1,042	988	924	859	795	731	731	731	731	731	731	731
	イタリヤ	1,029	800	764	729	693	657	615	572	529	486	486	486	486	486	486	486
欧 州	マールタ	487	379	362	345	328	312	291	271	250	230	230	230	230	230	230	
	スイス	1,467	1,141	1,090	1,039	988	937	876	815	754	693	693	693	693	693	693	
	ユーゴスラヴィヤ	1,612	1,254	1,198	1,142	1,086	1,030	963	896	828	761	761	761	761	761	761	

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和56年5月12日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第21号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号）の一部を次のように改正する。

別表第3の備考1中「サン・フランシスコ」を「ジュネーブ、ロンドン」に改め、「アブダビ」の次に「ドーハ、マスカット、クウェイト、リヤド、ジェッタ、アビジャン、キンシャサ、ラゴス、リーブルヴィル」を加える。

附 則

- 1 この達は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 改正後の専門家の派遣手当等支給基準（以下「新基準」という。）別表第3の規定は、次項で定めるものを除き、この達の

施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 3 新基準別表第3の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和56年6月30日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第24号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、専門家の在勤地のみがへき地に該当する場合であつて、当該専門家が、別に定める特殊な勤務形態により業務に従事するときは、当該勤務形態の継続する期間中、へき地手当を支給することができる。

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

昭和56年6月30日
通達(企)第33号

附 則

この通達は、制定の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

関 係 各 部 長 殿

総 裁

専門家の派遣手当等支給細則の一部改正について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 基準第17条第1項ただし書の別に定める特殊な勤務形態は、へき地以外の地に居住する専門家が勤務のためへき地である在勤地に週4泊以上宿泊することが常態となつている勤務の形態とする。

第19条第1項中「専門家等の処遇に関する選考・認定委員会」を「専門家の養成確保及び身分・処遇に関する委員会」に改める。

昭和56年6月30日
通達(企)第34号

関係各部長 殿

企画部長

特殊な勤務形態の専門家に対する
へき地手当の支給について

専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第2/号)第
17条第1項ただし書の規定に基づく特殊な勤務形態の専門家に対
するへき地手当の支給については、下記により取り扱うこととされ
たい。

記

1. 本措置によりへき地手当の支給を行おうとするときは、あらか
じめ別紙様式により技術者管理課と協議すること。
2. 本措置の適用を受ける専門家については、当該へき地が在勤地
であるため、居住地と在勤地の往復旅行及び在勤地滞在期間を任
国内出張の取り扱いとしないこと。

(別紙様式)

特殊な勤務形態の専門家に対するへき地手当の支給について

年 月 日

(任 任：)

プロジェクト名：)

部

課

氏名・格付 (派遣期間)	在 勤 地 (へき地級)	家族等の 居 住 地	在勤地・居 住地間距離	移 動 方 法 (所要時間)	週平均宿泊日数 (当該勤務期間)	在勤地での宿泊施設 食 事 方 法	移動、宿泊等に関し専門家が 負担する経費及び概算月額	備 考
号 (~)	()			()	(~)			
号 (~)	()			()	(~)			
号 (~)	()			()	(~)			
号 (~)	()			()	(~)			
号 (~)	()			()	(~)			
号 (~)	()			()	(~)			

- (注) 1. 家族等の居住地欄は住居手当支給地を記入する。
2. 当該勤務期間とは、へき地に各週4泊以上宿泊することが常態となつている期間をいう。

昭和56年2月24日
通達(総)第5号

関係各部長殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、昭和55年12月14日から適用する。

記

国名	へき地	区分
フィリピン	ミサミスオリエンタル州 クラベリア	2級地

昭和56年3月20日
通達(総)第9号

関係各部長殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、サラワク州ピンツルについては昭和55年6月23日より、ミナス・ジエライス州パラカツについては昭和55年8月1日より適用する。

記

国名	へき地	区分
マレーシア	サラワク州ピンツル	2級地
ブラジル	ミナス・ジエライス州パラカツ	2級地

昭和56年3月20日
通達(総)第10号

関係各部長殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、
昭和55年12月1日から適用する。

記

国名	へき地	区分
ビルマ	マンダレー州レーウエ郡エラ	2級地

昭和56年4月22日
通達(企)第20号

関係各部長殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、
昭和56年4月1日より適用する。

記

国名	へき地	区分
トンガ	ババウ島ネイアフ	2級地

昭和56年6月26日
通達(企)第29号

関係各部長殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、昭
和56年4月1日から適用する。

記

国名	へき地	区分
タイ	プラテインブリ県サケオ	2級地

昭和56年8月26日
通達(企)第40号

関係各部長殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、
昭和56年5月1日から適用する。

記

国名	へき地	区分
インドネシア	東カリマンタン州サマリダ	2級地

昭和56年10月2日
通達(企)第47号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、
昭和56年4月1日から適用する。

なお、へき地の公示について(昭和56年通達(総)第10号)
は廃止する。

記

国名	へき地	区分
ビルマ	マンダレー州レーヴェ郡エラ	1級地
インドネシア	南スマトラ州ムアライニム郡ブナカイト	1級地
フィリピン	ヌエバエシハ州カラングラン	2級地

昭和56年11月6日
通達(企)第52号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、
昭和56年4月1日から適用する。

記

国名	へき地	区分
タイ	アユタヤ県ラブルオン郡 プラヤバンル	2級地

昭和56年5月23日
通達(企)第23号

関係各部長 殿

総 裁

専門家の事業団借上げ住宅実施細則の
一部改正について

専門家の事業団借上げ住宅実施細則(昭和53年通達(総)第
11号)の一部を次のように改める。

別表中「象牙海岸1アビジャン区域」の次に「ソマリア1モガデ
イシオ区域」を加える。

附 則

この通達は、制定の日から施行し、昭和56年4月1日から1年
間適用する。

昭和56年6月9日

通達(企)第27号

関係各部長殿

総 裁

専門家の派遣中止の場合における移転料等の取扱いについて

標記に関し、下記のとおり定めたので、管下職員に周知願いたい。

なお、「専門家の派遣中止の場合における移転料等の取扱いについて」(昭和52年通達(総)第53号)は廃止する。

記

第1 専門家の派遣が決定した日(派遣公信を発した日をいう。

ただし、その日が出発予定日前30日(短期派遣予定者の場合は15日)以内の日であるときは出発予定日前30日(短期派遣予定者の場合は15日)とする。以下「決定日」という。)

以降本邦出発前に任国又は日本政府の事情によりその派遣が中止された場合において、専門家が当該派遣のため支出した金額があるときは、その金額のうち次の各号に掲げるものを支給す

ることができる。

- (1) 派遣に伴う住所又は居所の移転のため又は支度のため支出した金額で、当該派遣について専門家の派遣手当等支給基準により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- (2) 予防注射料又は健康診断料(別に定める検診項目に係るものに限る。)の実費額

第2 前項の規定にかかわらず、予防注射料及び健康診断料については、決定日前に派遣が中止された場合においても、これを支給することができる。

専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和56年10月14日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第33号

専門家等の一時帰国に関する基準の
一部を改正する達

専門家等の一時帰国に関する基準（昭和57年国協達第20号）
の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「本邦に在住する」を削り、「死亡した場合は」を「死亡し、その葬祭が本邦において行われる場合は」に改める。

附 則

この達は、制定の日から施行する。

昭和56年9月1日
通達(企)第42号

関係各部長
海外事務所長 殿

総 裁

派遣専門家の肝炎予防対策の実施について

最近、派遣専門家の中で任国において肝炎に罹患する者が多く、中には帰国後重症に陥った事例も見受けられることにかんがみ、その予防対策につき専門医の意見を聞く等により鋭意検討してきたが、今般、下記により肝炎予防対策を実施することとしたので、専門家に対する周知等について十分配慮されたい。

記

第1 派遣前の措置

1 派遣前健康診断における肝炎関係血液検査の実施

- (1) 3カ月以上の派遣期間をもつて派遣する専門家に対しては、派遣前健康診断における肝炎関係の検診項目として、従来から

実施していたO P T及びO O Tに加え、新たに次の項目を追加することとする。

アルカリフォスファターゼ

ガンマーG T P

チモール混濁試験(又は硫酸亜鉛混濁試験)

総 蛋 白

H A 抗体

H Bs 抗原

H Bs 抗体

- (2) 上記検診項目の追加に伴い、受診料の事業団負担額の限度額を派遣期間3カ月以上の専門家については現行5,000円から15,000円(派遣期間2年以上かつ35才以上の専門家については、現行16,000円から26,000円)に引き上げることとする。

2 ガンマグロブリンの接種

上記1の検査の結果、H A抗体が陰性の者に対しては、A型肝炎予防接種として、できる限り人免疫グロブリン(ガンマグロブリン)を接種するよう勧奨することとする。

(注) 市販のガンマグロブリン3~5mlを筋注すれば3~5カ月間有効であるとされている。なお、海外共済会では1回5,000円を限度として予防接種料を給付している。

3 派遣前研修における指導

派遣前集合研修における健康管理に関する講義では、特に肝炎予防に重点を置いて指導することとする。

従つて、短期派遣専門家についても極力その受講を勧奨することとする。

第2 派遣中の措置

1 任国等におけるガンマグロブリンの追加接種

ガンマグロブリンの有効期間が3～5カ月とされているため、派遣前健康診断においてH A抗体が陰性であつた者に対しては、できる限り派遣期間中も引き続き3～5カ月ごとにガンマグロブリンを追加接種するよう勧奨することとする。

(注) 海外共済会による予防接種料の給付を派遣前と同様に受けられる。

2 一時帰国時における肝炎関係血液検査及びガンマグロブリンの予防接種

現に派遣中の長期派遣専門家については、一時帰国時に健康診断を受けられるが、その際肝炎関係血液検査を受け、必要に応じガンマグロブリンの予防接種を受けるよう勧奨することとする。

(注) 検査料は、海外共済会が健康診断料の限度額(専門家

25,000円、扶養親族1人につき15,000円)の範囲内で給付する。また、海外共済会の予防接種料の給付も派遣前

と同様に受けられる。

第3 肝炎罹患状況の把握等

1 派遣担当部又は海外事務所において、専門家及び扶養親族が任国等で肝炎に罹患し、又は罹患の疑いある事例を把握した場合は、速やかに企画部技術者管理課に報告すること。

2 企画部技術者管理課は、上記のほか、海外共済会給付請求実績により専門家等の肝炎罹患状況を把握し、必要に応じ専門家等に対し報告を求める等により、肝炎に関する情報を整備し、肝炎予防対策の改善に資することとする。

昭和56年9月1日
通達(企)第43号

記

関係各部長 殿

総 裁

派遣専門家及び扶養親族の健康診断検査項目
の改正について

派遣専門家及び扶養親族の健康診断について(昭和52年通達
(総)第34号)の別表を下記のとおり改め、昭和56年9月1日
から適用する。なお、派遣専門家及び扶養親族の健康診断検査項目
の追加について(昭和53年通達(総)第25号)は廃止する。

別表

検診の内容等	専 門 家				扶 養 親 族	
	派 遣 期 間 及 び 年 齢					
	① 1月未満 全 員	② 1月以上 3月未満 全 員	③ 3月以上 全 員	④ ③のうち2年 以上かつ 35歳以上		
受診義務	本人の希望 による	有	有	有	有	
検診項目	A	A	A及びB	A、B及びC	A	
一般 検診	受診料の 事業団 負担額	最高 5,000円 までの実費額	最高 5,000円 までの実費額	最高 15,000円 までの実費額	最高 26,000円 までの実費額	1人につき 最高 5,000円 までの実費額
特別 検診	受診料の 事業団 負担額	無	当該検診について、事業団の指示があつた場合に 限り、当該検診項目の実費額を負担する。			

(備考)

受診義務：受診義務が「有」の専門家であつて、当該派遣前3月
以内に社内検診等を受けた者であり、かつ、その検診
項目が専門家等の派遣期間及び年齢の区分に応ずるこ
の表の検診項目を網羅している場合は、当該健康診断
書を提出して、受診にかえることができる。
扶養親族のうち12才未満の子女については、A項目
のうち医師が必要と認める範囲内において受診するこ

とができる。

検診項目 A : 身長、体重、視力、色覚、聴力の検査、血圧の測定、
尿検査（糖、蛋白）、肝機能検査（G P T 及び G O T）、
血沈、赤血球、白血球、血色素、ヘマトクリット及び
胸部 X 線直接撮影

検診項目 B : <肝炎関係検診項目> アルカリフォスファターゼ、
ガンマー G T P、チモール混濁試験（又は硫酸亜鉛混
濁試験）、総蛋白、H A 抗体、HBs 抗原、HBs 抗体

検診項目 C : 胃の X 線直接撮影及び心電図

受診料の事業団負担額：文書料又は診断書作成料を含む。

特別検診：一般検診以外の受診項目に係る検診及び一般検診を受
けた後の精密検診をいう。

昭和56年9月 / 日
通達(企)第44号

関係各部長 殿

企画部長

健康診断料の支出について

派遣専門家及び扶養親族の健康診断について(昭和52年通達(総)第74号。以下「通達」という。)に基づき、事業団が負担する健康診断料の支出については、従来、旅行雑費により支出してきたところであるが、昭和56年9月 / 日以降に受診した健康診断に係るものから、下記によることとするので、管下職員に周知徹底願いたい。

記

4 支出科目

(1) 派遣期間 / 月未満の専門家

従来通り旅行雑費より支出する。

(2) 派遣期間 / 月以上の専門家及び扶養親族

(項) 専門家等福利厚生費、(目) 専門家等健康診断費よ

り支出する。

2 支出方法

(1) 派遣期間 / 月未満の専門家

従来通り派遣担当各部において、専門家より健康診断受診後領収書を徴し、通達に定める事業団負担額(最高5000円までの実費額)を旅行雑費により支出する。

(2) 派遣期間 / 月以上の専門家及び扶養親族

イ 事業団指定医療機関である新宿三井ビルクリニックで受診する場合

派遣担当各部において、「健康診断依頼書」(別紙様式1)を専門家及び扶養親族に手交し、新宿三井ビルクリニックに持参せしめる。健康診断に要した経費は、新宿三井ビルクリニックからの請求に基づき、技術者管理課において支出負担行為書を起案する。

ロ 新宿三井ビルクリニック以外の医療機関(通達記の第2に定めるもの)で受診する場合

健康診断を受診した専門家及び扶養親族に対し、派遣担当各部を通じ、技術者管理課に「健康診断料支給申請書」(別紙様式2)を提出せしめ、これに基づいて技術者管理課において支出負担行為書を起案する。

様式1

派遣前健康診断依頼書

新宿三井ビルクリニック 殿

担 当

昭和	年	月	日
		部	課
(担当者)			印

国際協力事業団企画部技術者管理課

下記のとおり健康診断を依頼します。

専 門 家				扶 養 親 族		
氏 名				氏 名	続 柄	年 齢
生年月日	年	月	日	年齢	才	才
派遣予定日						才
派遣予定期間	自昭和	年	月	日	(間)	才
	至昭和	年	月	日		才

(注意) 本依頼書は派遣期間1ヵ月以上の専門家及び扶養親族について使用すること。

※〔医療機関記入欄〕

氏 名	実施年月日	区 分	員 数	単 価	金 額
合 計 金 額					

様式2

派遣前健康診断料支給申請書

国際協力事業団総裁殿

事業団担当

昭和	年	月	日
(担当者)		部	課
			印

昭和 年 月 日
申請者氏名 印

下記のとおり健康診断料の支給を申請します。

受診年月日	昭和 年 月 日	受診医療機関名			
専 門 家		扶 養 親 族			
氏 名		氏 名	続 柄	年 齢	支 払 額
生年月日	年 月 日 年齢 才			才	円
派遣予定日				才	円
派遣予定期間	自昭和 年 月 日 (年月間) 至昭和 年 月 日			才	円
支 払 額	円			才	円
支 払 額 合 計	円				
銀行口座振込先	銀行	支店(普通・当座)名	名義人		
〔受診医療機関領収書貼付欄〕					

(注意) 1. 本申請書は派遣期間1ヵ月以上の専門家及び扶養親族、新宿三井クリニック以外の医療機関で健康診断を受けた場合に提出すること。
2. 本申請書には、受診医療機関の領収書のほか、診断書(写)を添付すること。

〔技術者管理課記入欄〕

支 給 決 定 額	専 門 家	円
	扶 養 親 族	円
	合 計	円

企共第9-1号
昭和56年9月9日

関係部・室・事務局長
海外事務所 殿
関係海外駐在員

企画部長

国際協力事業団海外共済会の予防接種料
給付対象者の拡大について

国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則（昭和54年海共規則第9号）の一部が昭和56年9月1日以降別添のとおり改正され、海外共済会の予防接種料給付対象者が、従来、派遣期間1年以上の専門家等又はその扶養親族とされていたところを、派遣期間3ヶ月以上の専門家等又はその扶養親族に改められたので通知する。

なお、給付額（1種類につき5,000円を限度とする実費額）及び請求手続は従来どおりである。

別添： 国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則の一部を改正する規則（海共規則第17号）

国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

昭和56年9月1日

国際協力事業団海外共済会
会長 市岡克博

海共規則第17号

国際協力事業団海外共済会の福祉事業
を定める規則の一部を改正する規則

国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則（昭和54年海共規則第9号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「1年」を「3ヶ月」に改める。

附 則

この規則は、昭和56年9月1日から施行する。

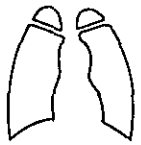
昭和56年9月1日

関係各部長 殿

企画部長

健康診断書様式の改訂について

派遣専門家及び扶養親族の健康診断検査項目の改正について（昭和56年通達（企）第43号）に基づき、今般健康診断書の様式を別紙のとおり改めたので、今後派遣専門家等に派遣前健康診断を指示するにあたっては、この様式を使用するよう管下職員に周知徹底願いたい。

健康診断書 国際協力事業団 (JICA)		担当者 記入	部 課 (担当者) (内線 番)		
受診年月日	昭和 年 月 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 身体計測 身長..... cm 体重..... kg 感覚器系 視力 右..... (.....) 左..... (.....) 色覚 異常なし・あり 聴力 異常なし・あり 呼吸器系 理学的所見 異常なし・あり 胸部X線直接撮影 肺野異常所見 なし・疑い・あり  フィルム版 判定 異常なし・あり 循環器系 理学的所見 異常なし・あり (心雑音 なし・あり) 血圧 (mmHg) (最高)..... /..... (最低) 胸部X線心陰影 (上図参照) 異常所見 なし・疑い・あり </div>	心電図 安静時・正常範囲・有所見 判定 異常なし・あり 消化器系 腹部診察所見 異常なし・あり 胃X線直接撮影 異常所見 なし・疑い・あり 判定 異常なし・あり 血液検査 (肝機能検査等を含む) 血球 1時間値..... mm 2時間値..... mm 赤血球数..... $\times 10^4$ / ml 血色素量..... g/dl ヘマトクリット値..... % 白血球数..... /ml GOT..... 単位 GPT..... 単位 A1-P..... 単位 TTT..... 単位 (又はZTT..... 単位) r-GTP..... 単位 血清総蛋白..... g/dl	H A抗体..... HBs 抗原..... HBs 抗体..... 尿検査 糖 (.....) 蛋白 (.....) 沈渣 赤血球..... ケ /..... 視野 白血球..... ケ /..... 視野 扁平上皮..... ケ /..... 視野 円柱..... ケ /..... 視野 その他の所見	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 総合判定 </div> 上記のとおり診断致します。 なお における 業務 (滞在) に支障なきものと 認めます (ません)。 昭和 年 月 日 所 属 医師氏名
* 専門家、 家族の別	(一方を○でかこむ) 専門家・家族				
* ふりがな 氏名					
* 性別	男・女				
* 生年月日	年 月 日				
* 年齢	才				
* 住 所	〒()				
* 連絡先 電話番号	() -				
* 指導科目	(家族の場合不要)				
* 派遣予定国					
* 派遣 予定期間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 (年 月間)				
既往歴					
家族歴					
〔記入注意〕 1. この診断書は、海外で業務に従事又は滞在の可否を決定するものです。 2. 捺印は専門家又は家族があらかじめ記入すること。 3. 検査項目は次によること。 ① 派遣予定期間3カ月以上の専門家は「血液検査」中のA1-P以下の項目を受診のこと。 ② 派遣予定期間2年以上で35才以上の専門家は心電図、胃X線直接撮影の検査を受診のこと。 ③ その他の検査項目は全員(12才未満の子女は医師が必要と認めた範囲の項目で)受診のこと。			技・管線受理年月日		

専門家の災害補償に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和56年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田圭輔

国協達第8号

専門家の災害補償に関する基準の一部を改正する達

専門家の災害補償に関する基準（昭和52年国協達第13号）
の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (単位：円)

専門家の号	補償基準日額
特号	13,900
1号	10,400
2号	8,400
3号	7,200
4号	6,100
5号	5,100
6号	4,200

附 則

この達は、制定の日から施行する。

昭和56年10月14日
通達(企)第50号

関係各部長 殿

総 裁

専門家等の死亡に伴う経費の支出について

専門家又は専門家が任国に随伴し、若しくは呼び寄せた扶養親族が、専門家の派遣期間中任国等において死亡した場合において、

(項) 専門家等福利厚生費、(目) 専門家等災害補償費、(節) 死亡に伴う経費から支出することができる費用は、下記のとおりとし、昭和56年6月1日から適用する。

なお、「死亡に伴う経費の支出について」(昭和54年通達(総)第4号)は廃止する。

記

第1 専門家が死亡した場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 専門家の遺族が、遺骨引取り等のために現地に赴く場合における費用は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として1名とする。

イ 本邦から現地までの往復の航空賃、船賃、鉄道賃及び車賃

ロ 専門家格付けの5号相当分の支度料

ハ 専門家格付けの5号相当分の日当・宿泊料

ニ 旅行雑費

(2) 現地において行われる葬儀等に係る費用は、次に掲げるものとする。

イ 埋葬料(遺体処理に要する経費を含む。)

ロ 葬儀雑費(式場借料、祭壇設営費、霊前供物、僧侶・牧師等に対する謝礼等)

ハ その他(事故処理に要した費用で検死料、通信連絡費、人夫代等)

(3) 現地国内法等により、本邦へ遺骨として持ち帰れない場合における現地から本邦への遺体の運搬に要する費用

(4) 遺体又は遺骨が本邦に到着した時に空港等において、献花式、遺体受入式等の簡略な儀式を行う場合等における費用は、次に掲げるものとする。

イ 式場借料

ロ 葬儀雑費(祭壇設営費、霊前供物等)

ハ 車輛備上費(自宅又は最寄駅等までの遺体又は遺骨の帰還に係るものに限る。)

第2 扶養親族が死亡した場合は、第1の第3号及び第4号ハに掲げる費用とする。

専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱の一部を
改正する達を次のとおり定める。

昭和56年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第9号

専門家所属先に対する人件費の補てん等に
関する要綱の一部を改正する達

専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱（昭和50
年国協達第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (単位：円)

専門家の号	月 額
特 号	3 8 2, 0 0 0
1 号	3 1 7, 0 0 0
2 号	2 5 5, 0 0 0
3 号	2 1 8, 0 0 0
4 号	1 8 5, 0 0 0
5 号	1 5 5, 0 0 0
6 号	1 2 7, 0 0 0

附 則

この達は、制定の日から施行する。

専門家の帰国後の生活保障に関する基準の一部を改正する達を
次のとおり定める。

昭和56年4月1日

国際協力事業団

総裁 有田圭輔

国協達第7号

専門家の帰国後の生活保障に関する基準
の一部を改正する達

専門家の帰国後の生活保障に関する基準（昭和52年国協達第
4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表	(単位：円)
専門家の号	支給日額
特号	6,400
1号	6,400
2号	5,100
3号	4,400
4号	3,700
5号	3,100
6号	2,600

附 則

この達は、制定の日から施行する。

昭和56年5月12日
通達(企)第21号

関係各部長 殿

総 裁

昭和56年度専門家所属先人件費補てん額の
上限について

専門家所属先人件費補てん等実施細則(昭和50年通達(総)
第18号)第4条の規定に基づき、専門家所属先人件費補てん額の
上限を下記のとおり改めることとしたので、了知ありたい。

記

- 1 上限額 月額 550,000円
- 2 適用期間 昭和56年4月1日～昭和57年3月31日

国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑託に関する要綱の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和56年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田圭輔

国協達第6号

国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑託に関する要綱の一部を改正する達

国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑託に関する要綱（昭和50年国協達第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表		(単位：円)
専門家の号	月	額
特号		その都度決定
1号		279,000
2号		240,000
3号		218,000
4号		196,000
5号		173,000
6号		149,000

備考：特号については、374000円を上限とする。

附 則

この達は、制定の日から施行する。

JICA